



第3期 おい町 子ども・子育て 支援事業計画

きらきら輝く海と山
育み育まれ
笑顔あふれるまち
おい

令和7年3月
おい町

は じ め に

きらきら輝く海と山 育み育まれ 笑顔あふれるまち おおい



本町では、令和2年に「第2期おおい町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育て応援日本一」をめざして様々な取り組みを進めてまいりました。

この間、人口減少や少子高齢化が一層進行するとともに、社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の流行等によって子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、課題が複雑化・多様化しています。また、「子ども・子育て支援新制度」の開始から約10年が経とうとしているなかで、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する動きや子どもと子育て家庭への切れ目のない支援の強化が求められています。

今回、このような社会動向等も踏まえつつ、新たに「第3期おおい町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、基本理念である「きらきら輝く海と山 育み育まれ 笑顔あふれるまち おおい」の実現をめざして、各施策を推進してまいります。また、「子育て応援日本一」のまちとして、子どもたちや子育て家庭にやさしいまちづくりを進め、子育て家庭から選ばれるまちとなるように、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

改めまして、本計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査や関係機関・団体ヒアリング調査にご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

子どもたちは夢と希望にあふれる地域の宝です。その子ども達の豊かな育ちに最も大切なのは、支援の制度ではありません。地域の皆様が互いに支えあう意識と豊かな交流こそ最も大切です。皆様のご理解に感謝しつつ、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

令和7年3月

おおい町長 中塚 寛

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1. 統計からみる現状	3
2. アンケート調査結果からみる現状	9
3. 関係機関・団体ヒアリング調査結果からみる現状	22
4. 事業の実績	24
5. 本町の子ども・子育てを取り巻く課題	28
第3章 基本的な方向性	29
1. 計画の基本理念	29
2. 基本的視点	29
3. 基本目標	31
4. 計画の体系	32
第4章 施策の内容	33
1. すくすく子育て支援	33
2. いきいき親育て支援	39
3. 子どもと子育て家庭を応援する地域育て支援	42
第5章 量の見込みと確保方策	46
1. 教育・保育提供区域の設定	46
2. 量の見込みと確保方策	46
第6章 計画の推進に向けて	58
1. 計画の進行管理	58
2. 計画の公表	58
3. 庁内関係課や関係機関との連携	58
4. 近隣自治体や県との連携	58
資料編	59
1. 計画の策定経過	59

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生数の減少が予測を上回る速度で進行し、人口減少、少子高齢化が顕著に進行しています。一方、核家族化の進展、女性就業率の向上、子育てをする保護者の孤立等も顕在化し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国においては、「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。この制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実等を目的とするものです。

その後、待機児童の解消をめざす「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」の実施や、子どもの貧困対策の推進、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」の実施等、総合的な少子化対策を講じています。さらに令和3年には「こどもまんなか社会」の実現をめざすこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定され、令和5年4月に、こども基本法が施行されるとともに、こども家庭庁が発足しました。

おい町（以下、「本町」という。）においては、子どもの健やかな育成、また、子育て家庭をはじめ子どもに関わるすべての人の心豊かな暮らしの実現をめざし、「第2期おい町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）に基づき様々な施策を展開してきました。

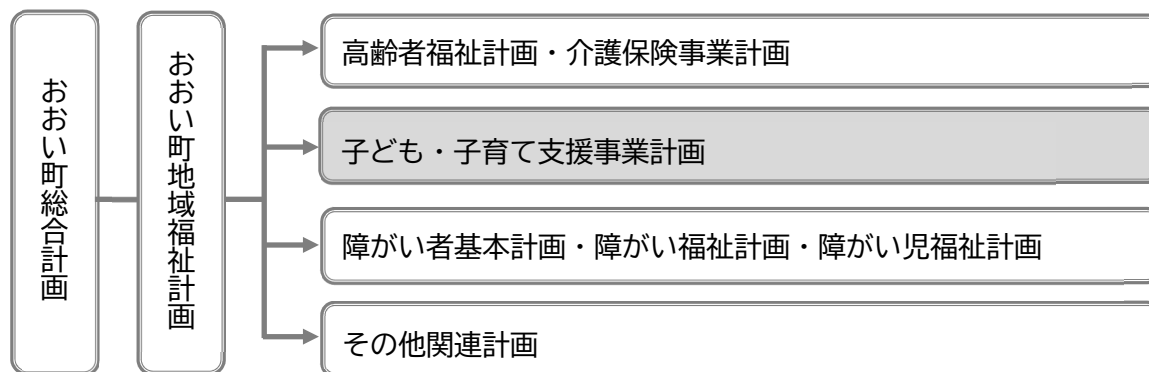
このたび、第2期計画の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、「こどもまんなか社会」の実現をめざす近年の社会潮流や本町の子ども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子どもの育ちを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第3期おい町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、町の最上位計画である「おい町総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「おい町地域福祉計画」、その他各関連計画等との整合を図りながら、子ども・子育て支援の施策を展開します。

■他計画との関係（イメージ図）



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
おい町 子ども・子育て 支援事業計画	第 2 期計画（前回計画）									
						第 3 期計画（本計画）				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

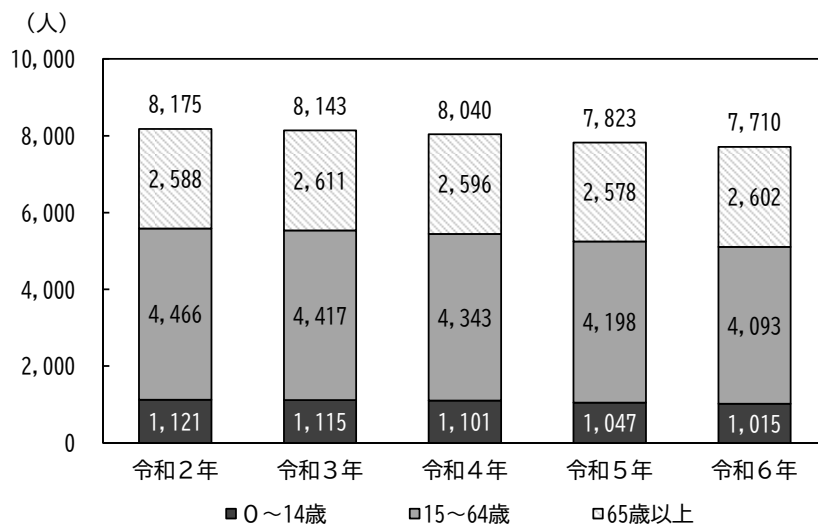
1. 統計からみる現状

(1) 人口・世帯の状況

総人口の推移をみると、年々減少しています。

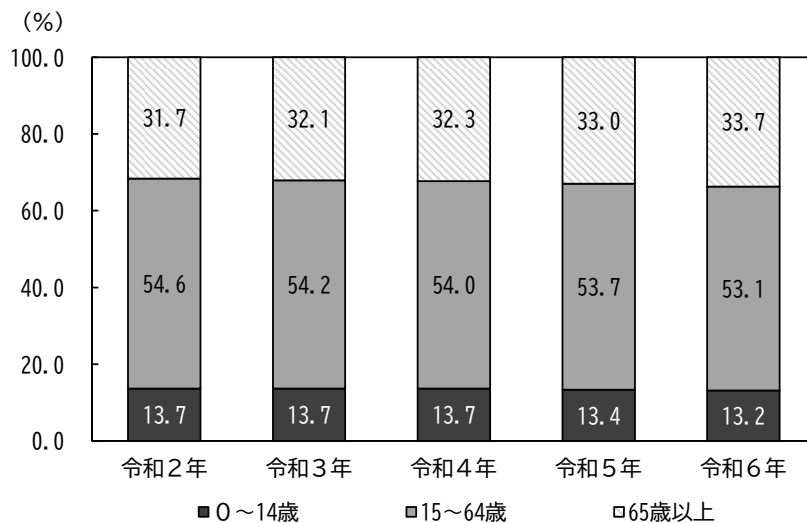
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合は減少しており、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

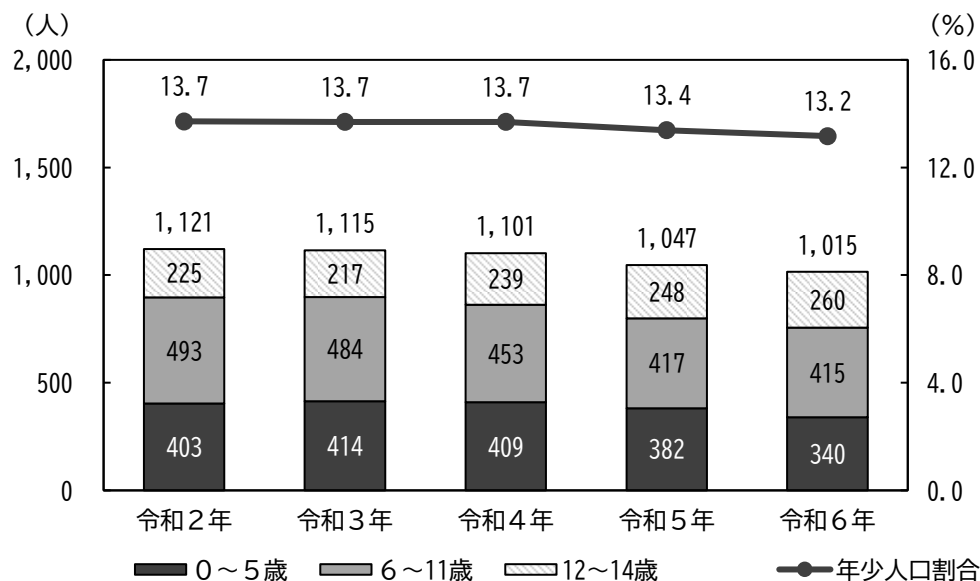
■年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

年少人口の推移をみると、0～5歳、6～11歳は減少傾向ですが、12～14歳は令和3年から令和6年にかけて増加しています。

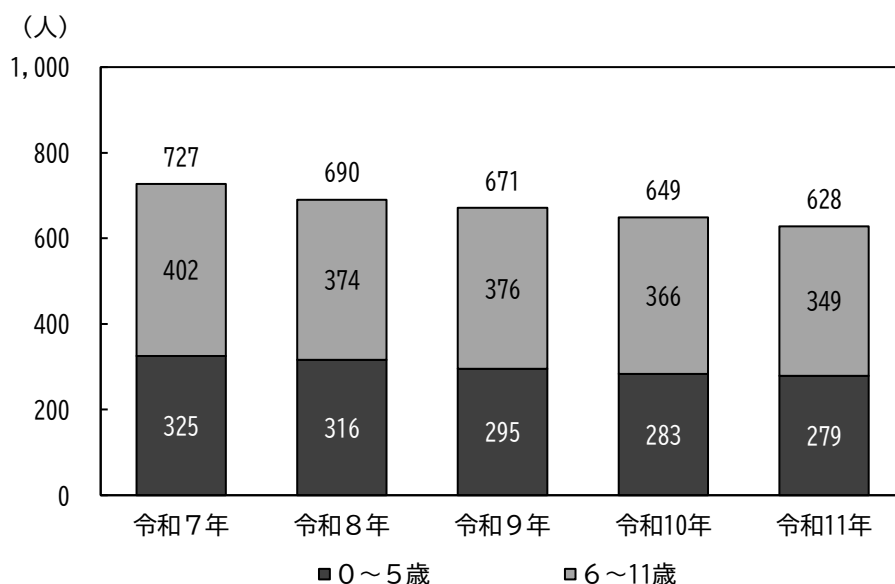
■年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

子ども（0～11歳）の人口の推計をみると、減少が続き、令和8年以降には600人台になると見込まれます。

■子どもの人口の推計

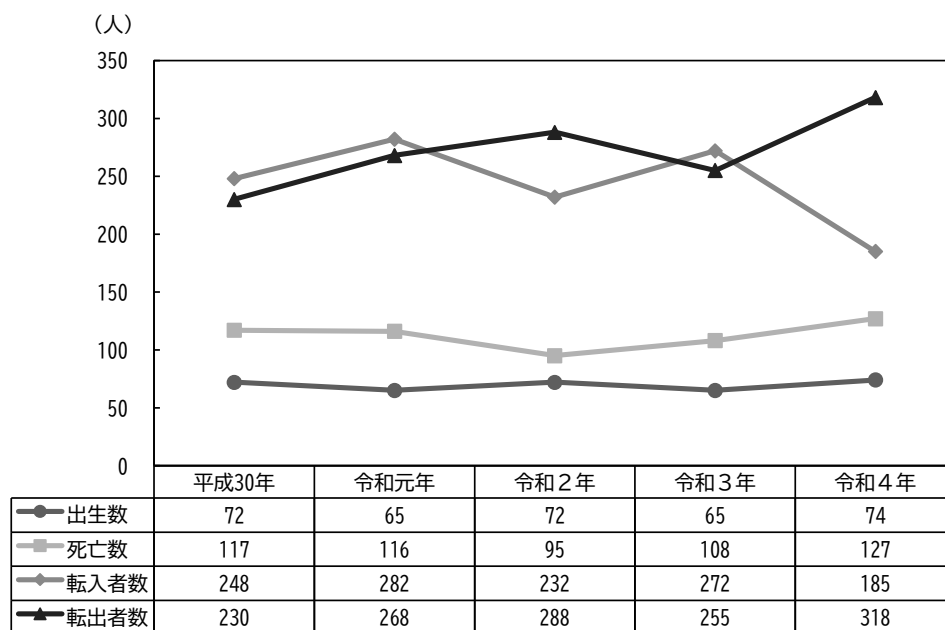


資料：おい町推計

※住民基本台帳（各年4月1日時点）人口を基に、コーホート変化率法を用いて算出しています。

自然動態の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。社会動態の推移をみると、令和2年、令和4年は転出者数が転入者数を上回る社会減で推移しています。自然動態と社会動態を合わせた人口動態をみると、平成30年以降、人口純減となっており、とくに令和4年で大きく減少しています。

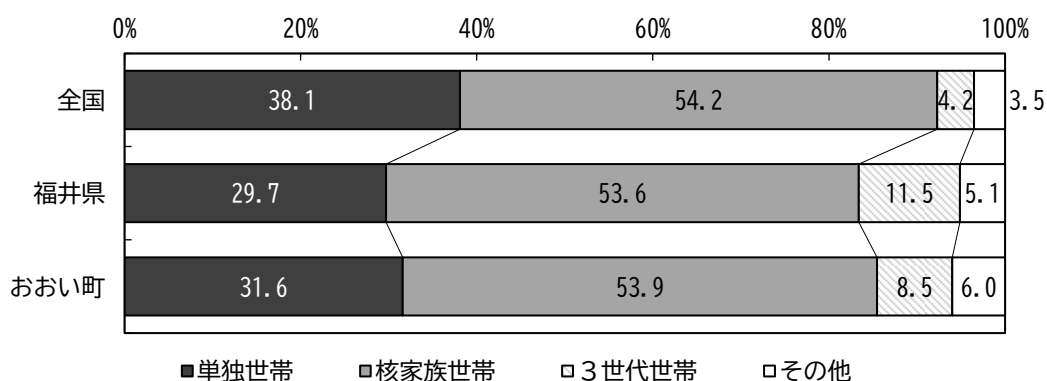
■人口動態の推移



資料：福井県統計年鑑

世帯構造をみると、おい町は全国と比較して、単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。福井県と比較すると、単独世帯の割合がやや高く、3世代世帯の割合が低くなっています。

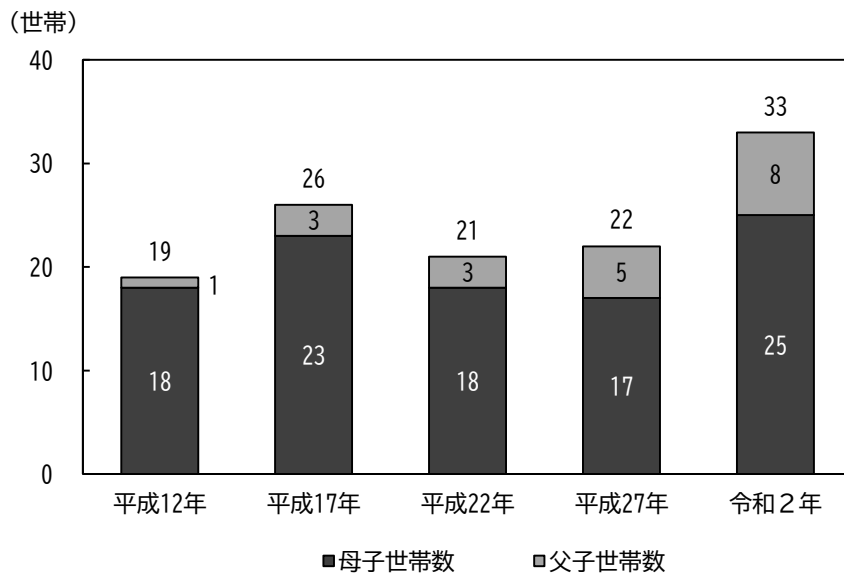
■世帯構造の状況の全国・福井県比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数は増減を繰り返しながら推移し、父子世帯数は増加傾向となっています。また、平成12年と令和2年のひとり親世帯数を比較すると、総数は約1.7倍となっています。

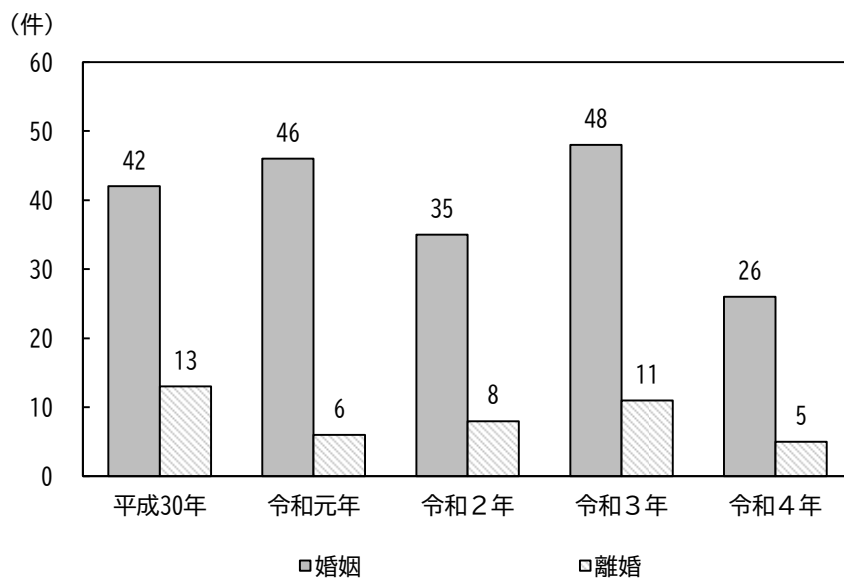
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和3年までは40～30件台で推移していましたが、令和4年は26件となっています。離婚件数は10件前後で推移しています。

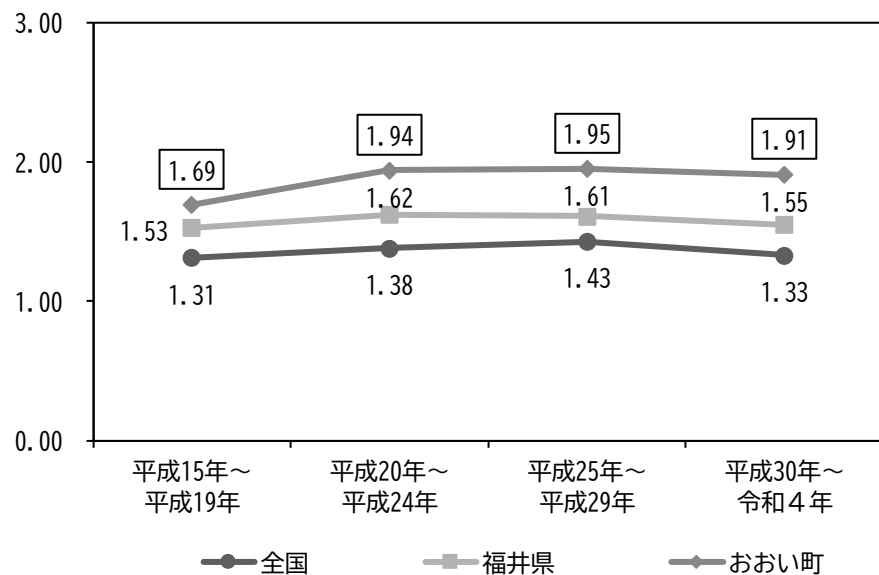
■婚姻・離婚件数の推移



資料：福井県統計年鑑

合計特殊出生率の推移をみると、おおい町は近年 1.9 台を推移しており、全国・福井県より高い水準で推移しています。

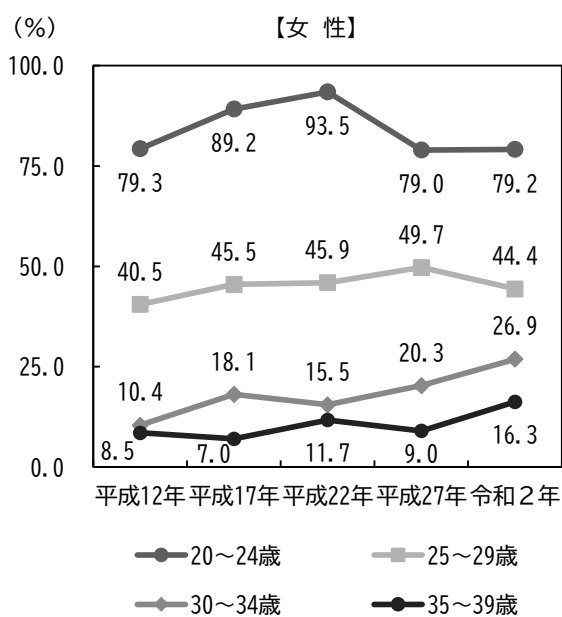
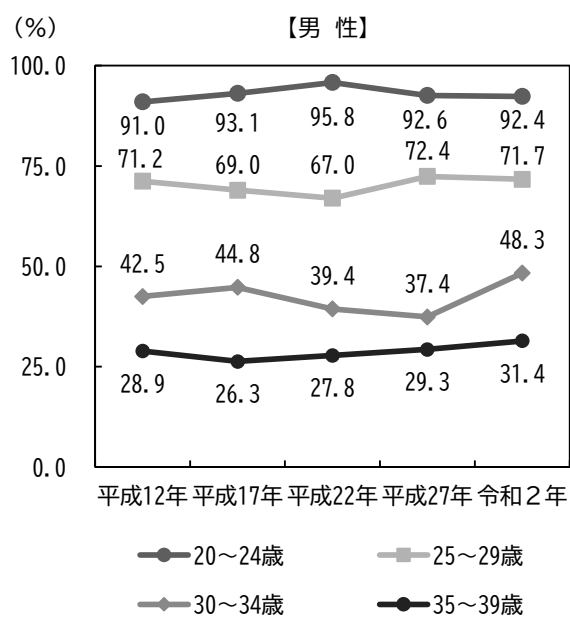
■合計特殊出生率の推移と全国・福井県比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

未婚率の推移をみると、男女ともに 30～34 歳、35～39 歳における未婚率が平成 12 年以降で最も高くなっています。

■未婚率の推移

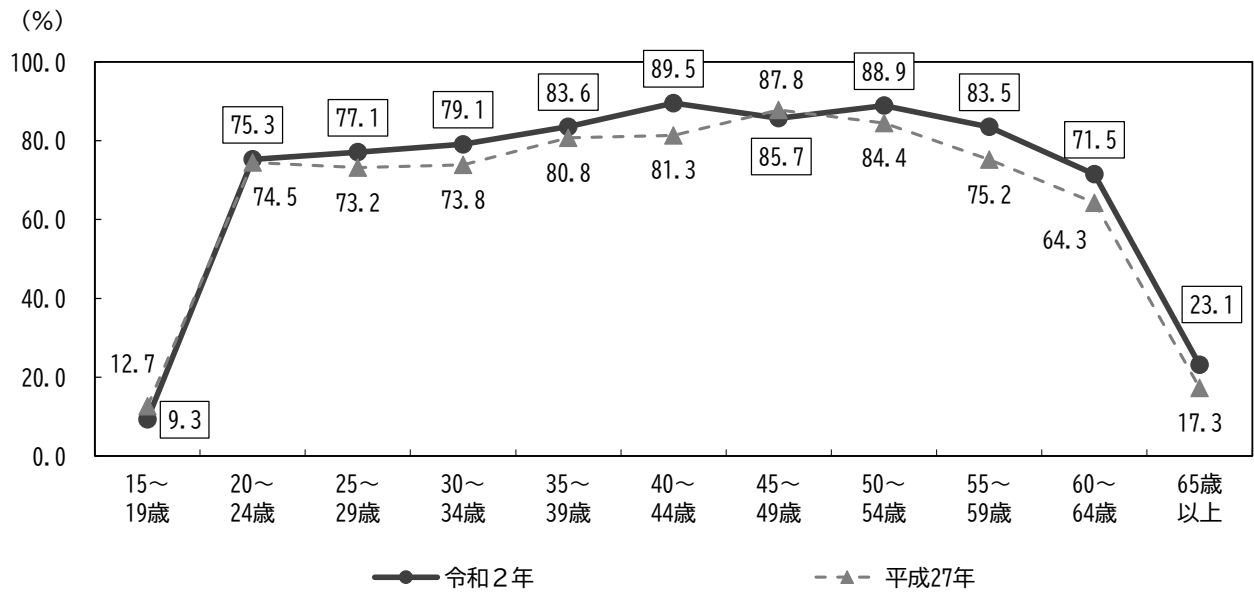


資料：国勢調査

(2) 就労の状況

女性の年齢別就業率をみると、平成27年と比較して、令和2年では15～19歳、45～49歳を除いてすべての年齢区分で就業率が上昇しています。

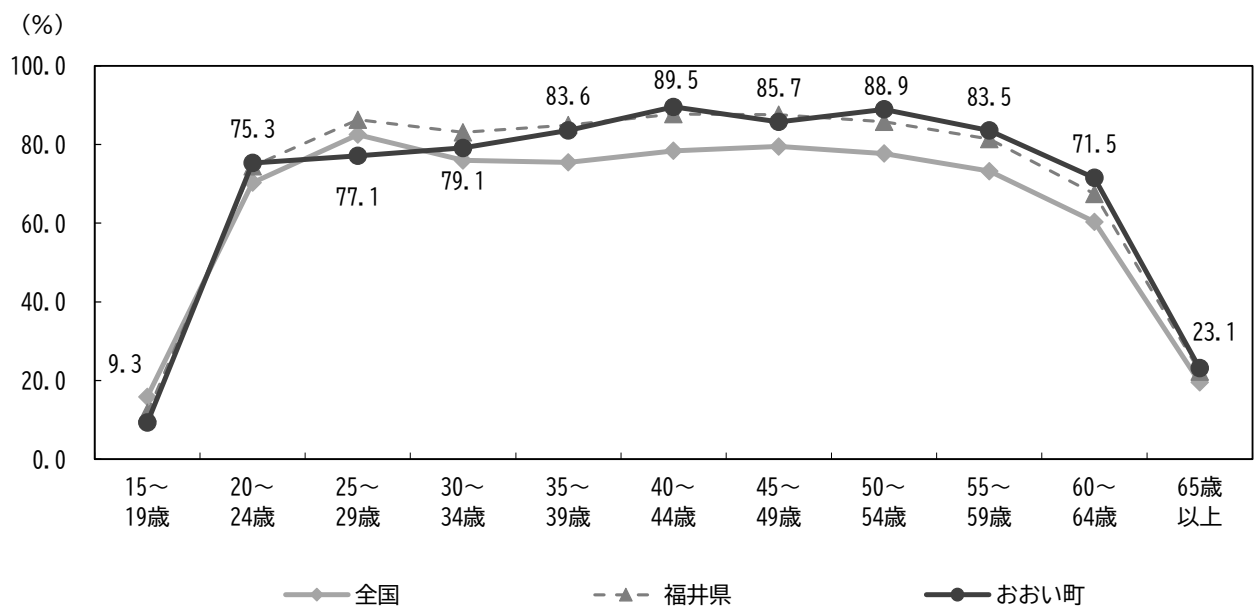
■女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率の全国・福井県比較をみると、全国との比較では15～19歳、25～29歳を除いておおい町の実業率が上がっています。また、福井県との比較では20～24歳、40～44歳、50歳以上でおおい町の実業率が上がっています。

■女性の年齢別就業率の全国・福井県比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

2. アンケート調査結果からみる現状

(1) アンケート調査の概要

本調査は、おおい町で子育てをする保護者の方に対し、子育ての現状や町の子育て支援施策等についておうかがいし、「第3期おおい町子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■調査対象者：おおい町に居住する0歳～5歳までの児童の保護者

おおい町に居住する小学校1年生～6年生の保護者

■調査期間：令和6年1月～2月13日

■調査方法：園・学校からの直接配布・回収もしくは郵送配布・郵送回収による本人記入方式
(WEB併用)

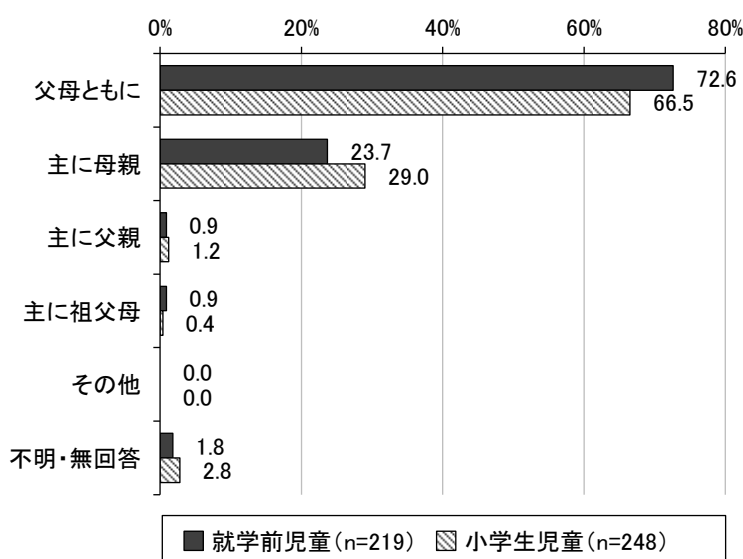
【回収状況】

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	289 件	219 件	75.8%
小学生児童	308 件	248 件	80.5%

(2) 調査結果（抜粋）

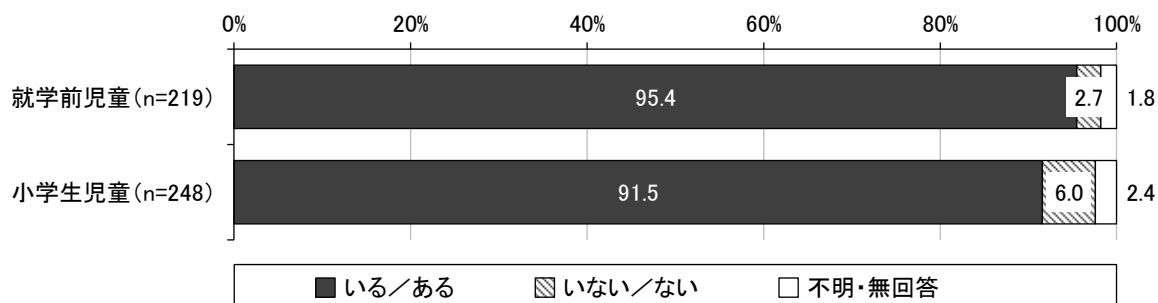
① 子育てを主に行っている方

お子さんの子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が最も高くなっています。



② 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無

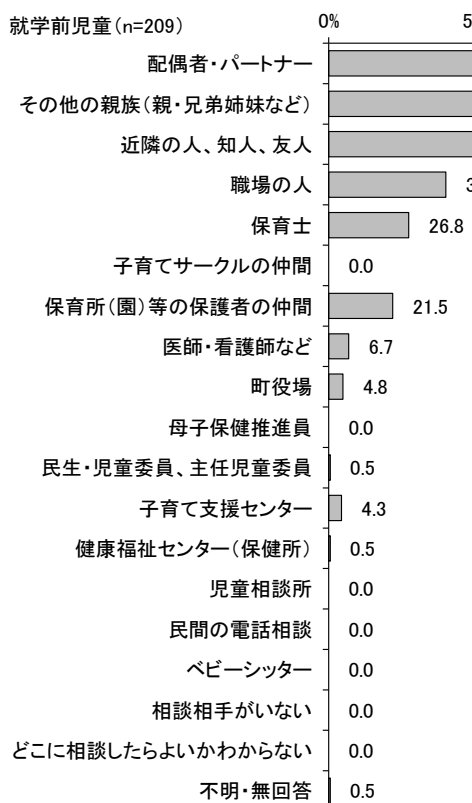
お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童で 95.4%、小学生児童で 91.5%、「いない／ない」が就学前児童で 2.7%、小学生児童で 6.0%となっています。



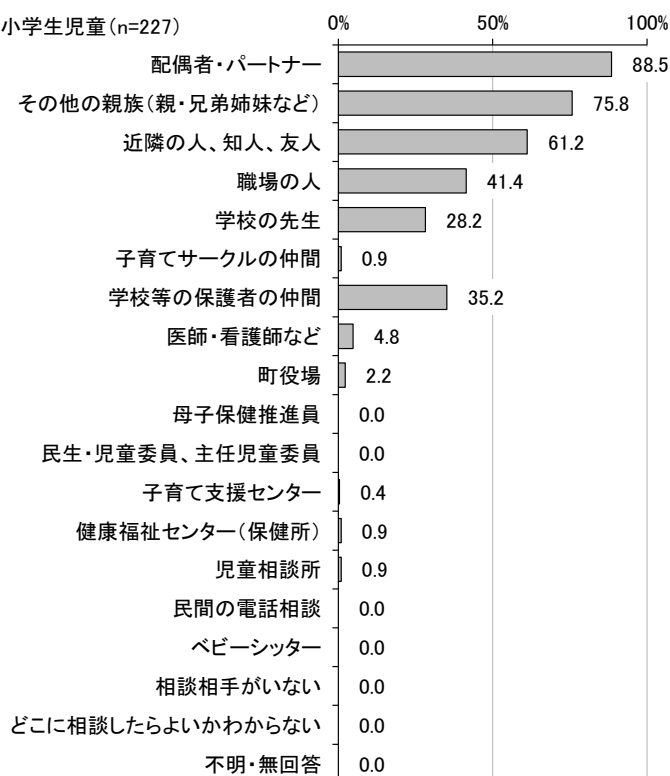
③ 子育てをする上で、子育てに関して、気軽に相談できる先

お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「配偶者・パートナー」が最も高く、次いで「その他の親族（親・兄弟姉妹など）」となっています。

【就学前児童】

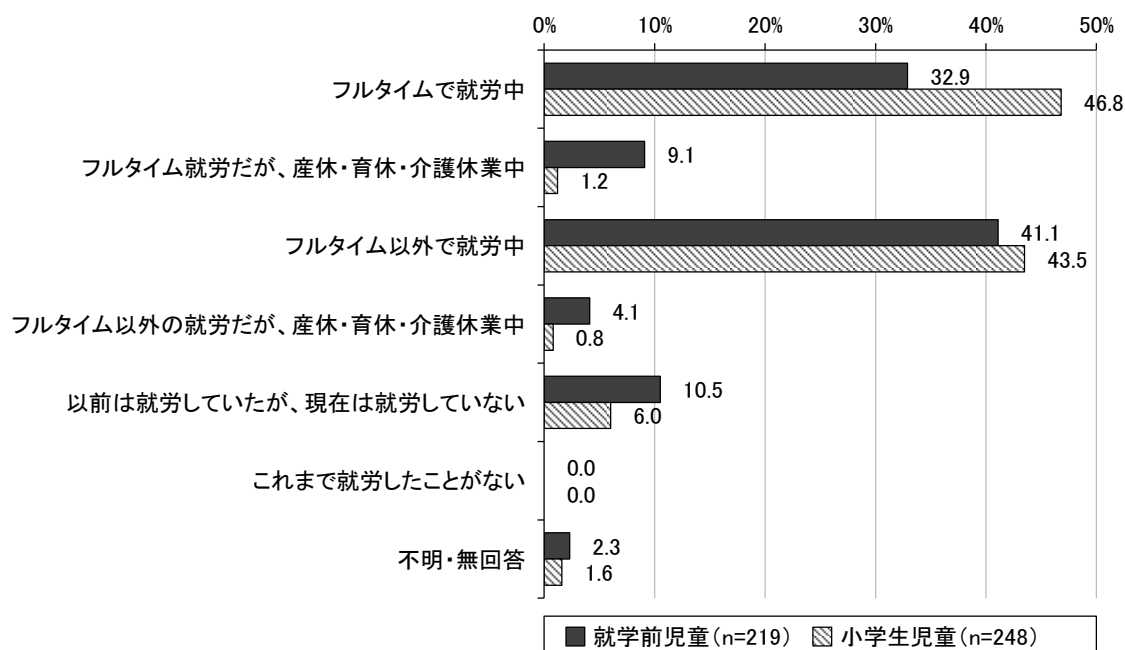


【小学生児童】



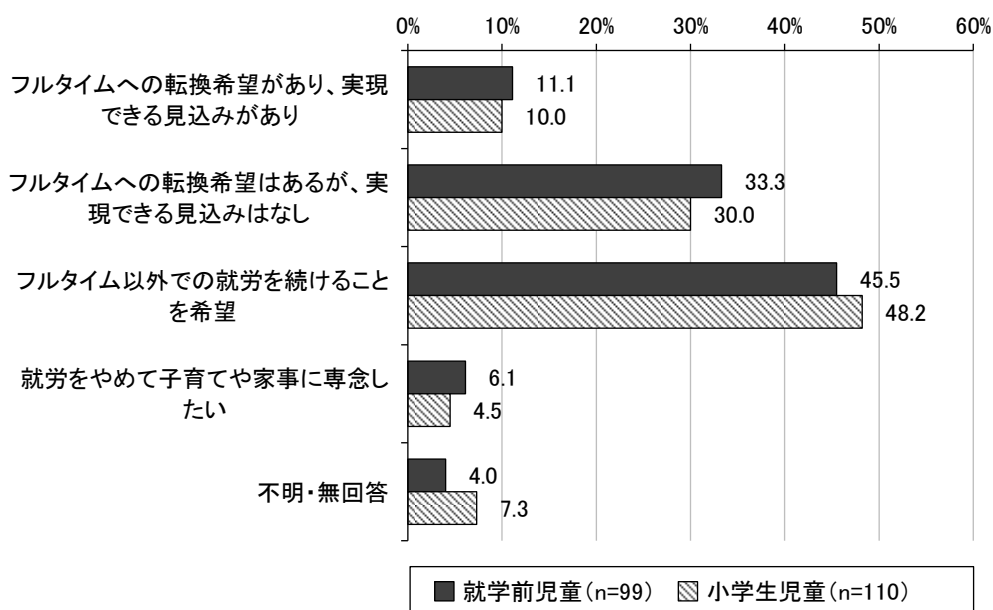
④ 母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、就学前児童で「フルタイム以外で就労中」が41.1%、小学生児童で「フルタイムで就労中」が46.8%と最も高くなっています。



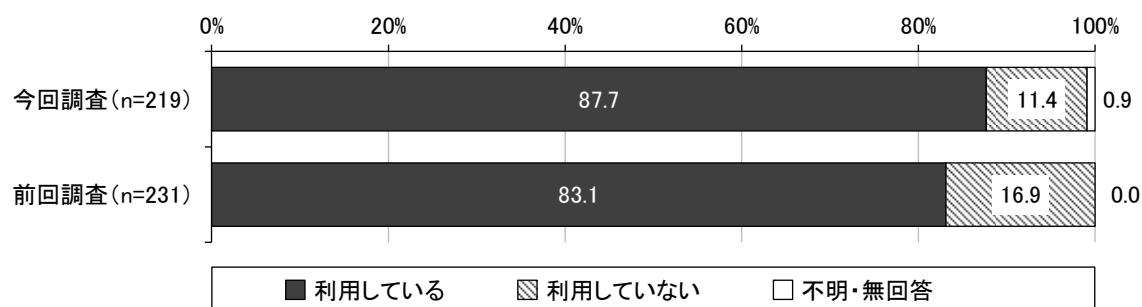
⑤ 母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイム以外での就労を続けることを希望」が最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはなし」となっています。



⑥ 定期的な教育・保育の利用状況

幼稚園や保育所等の定期的な教育・保育の利用状況についてみると、「利用している」が87.7%と、前回調査より4.6ポイント増加しています。

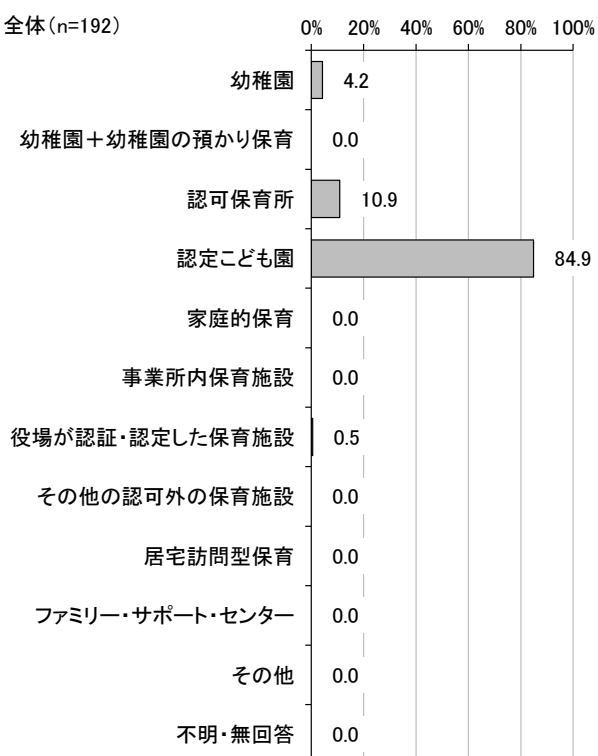


⑦ 定期的に利用している（したい）教育・保育

お子さんが、平日に定期的にご利用している教育・保育についてみると、「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」となっています。定期的にご利用したい教育・保育についても「認定こども園」が最も高く、次いで「認可保育所」となっていますが、その他に「事業所内保育施設」「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」がそれぞれ1割台となっています。

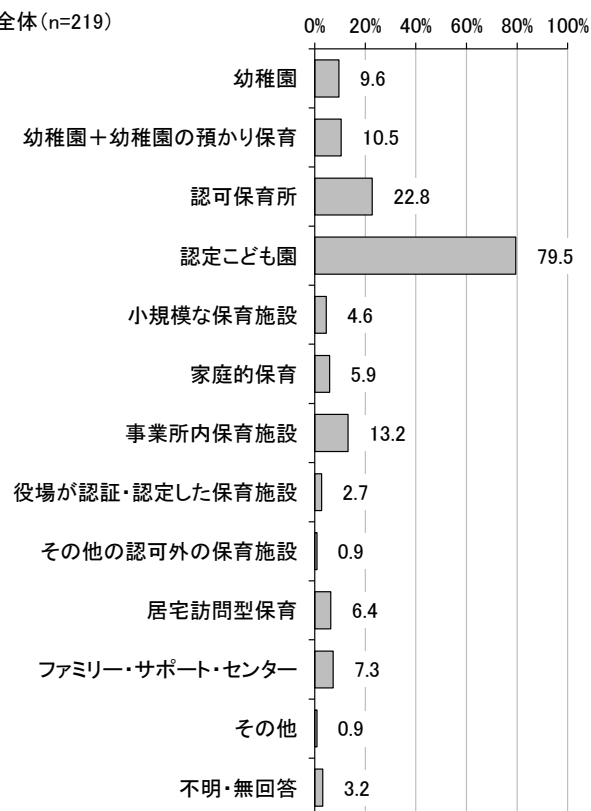
■ 定期的にご利用している教育・保育

全体 (n=192)



■ 定期的にご利用したい教育・保育

全体 (n=219)

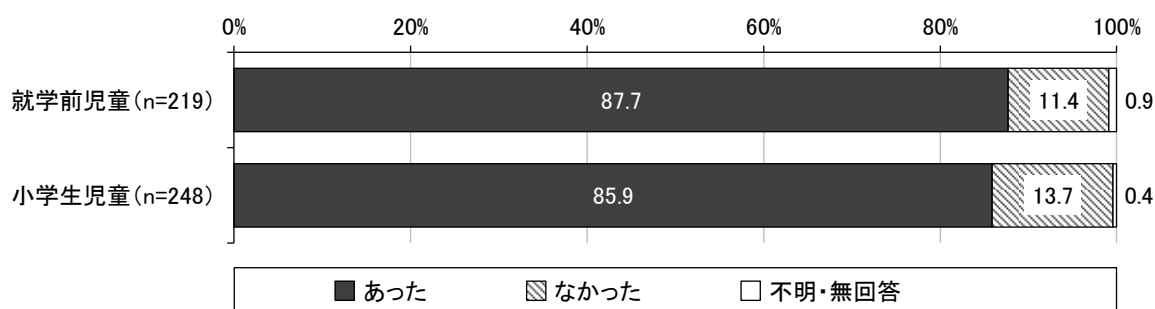


⑧ 病気やけがで普段利用している教育・保育が利用できなかった（小学生は学校を休んだ）有無・対処方法

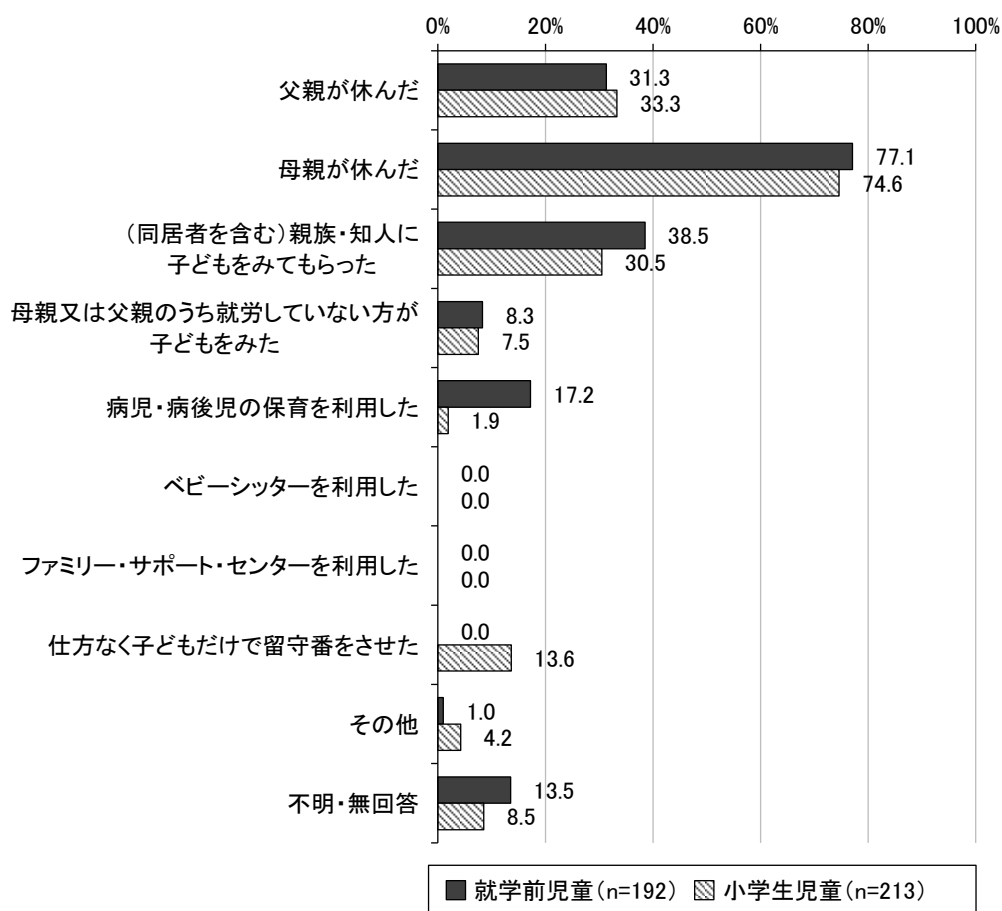
この1年間で、病気やけがで通常の事業が利用できなかった経験の有無についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「あった」が8割台後半となっています。

病気やけがで通常の事業が利用できなかったり、学校を休んだ際の対応についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」が最も高くなっており、次いで就学前児童では「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」、小学生児童では「父親が休んだ」となっています。

■経験の有無

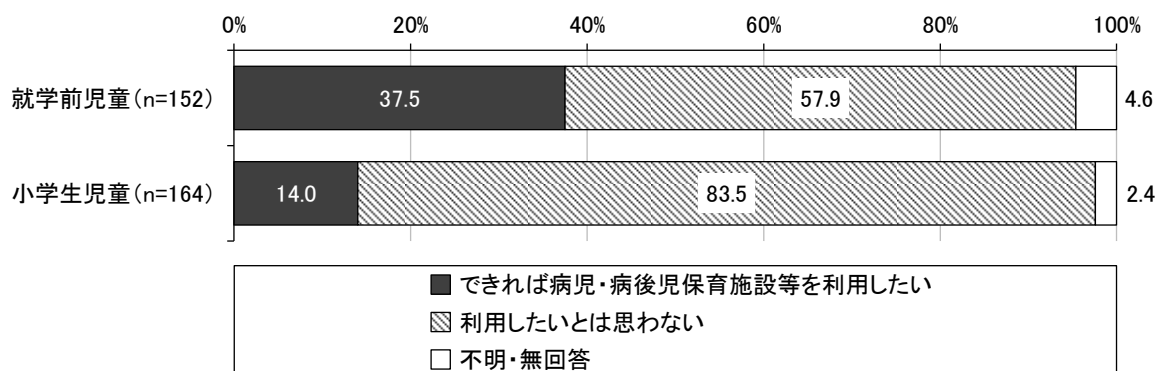


■対処方法



⑨ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

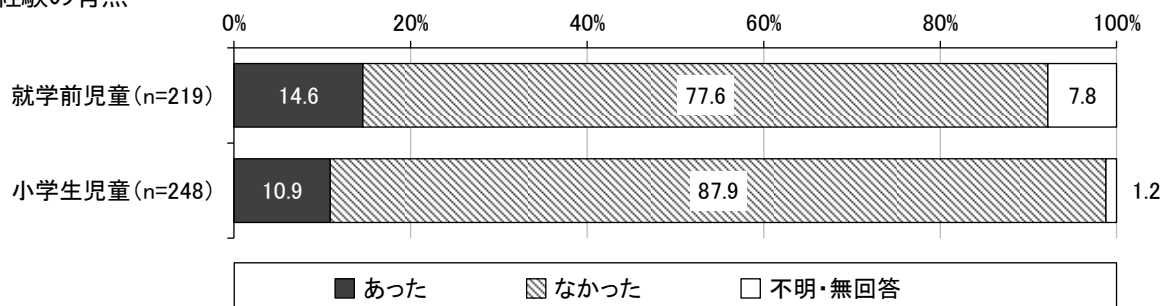
母親または父親が仕事を休んで子どもをみた際の病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「利用したいとは思わない」が就学前児童で 57.9%、小学生児童で 83.5%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で 37.5%、小学生児童で 14.0%となっています。



⑩ 保護者の用事により、お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無・対処方法

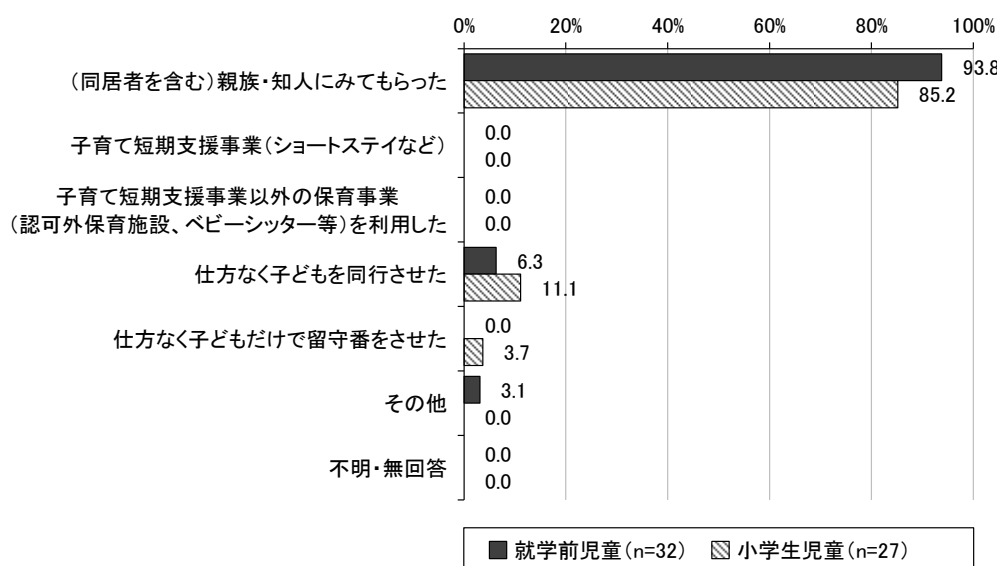
お子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験の有無についてみると、「あった」が就学前児童で 14.6%、小学生児童で 10.9%となっています。

■経験の有無



対処方法についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が最も高くなっています。

■対処方法

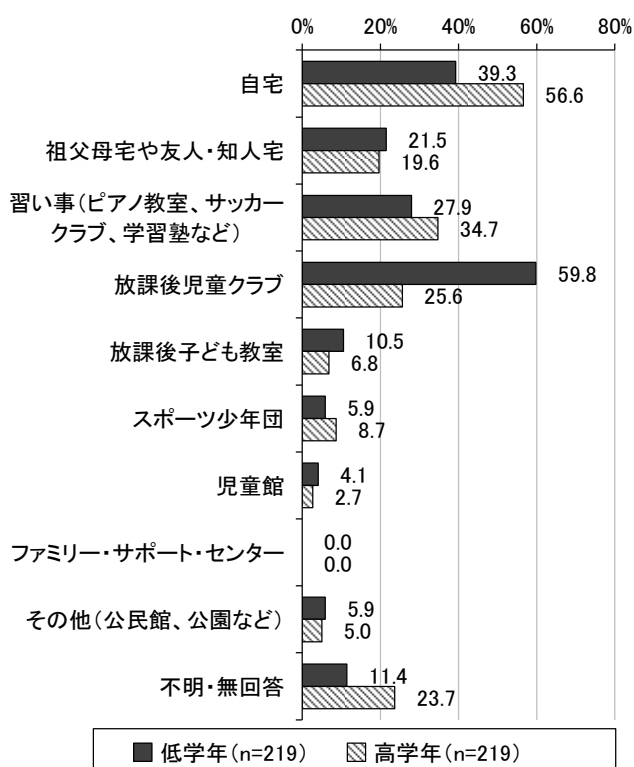


⑪ 希望する放課後の過ごし方

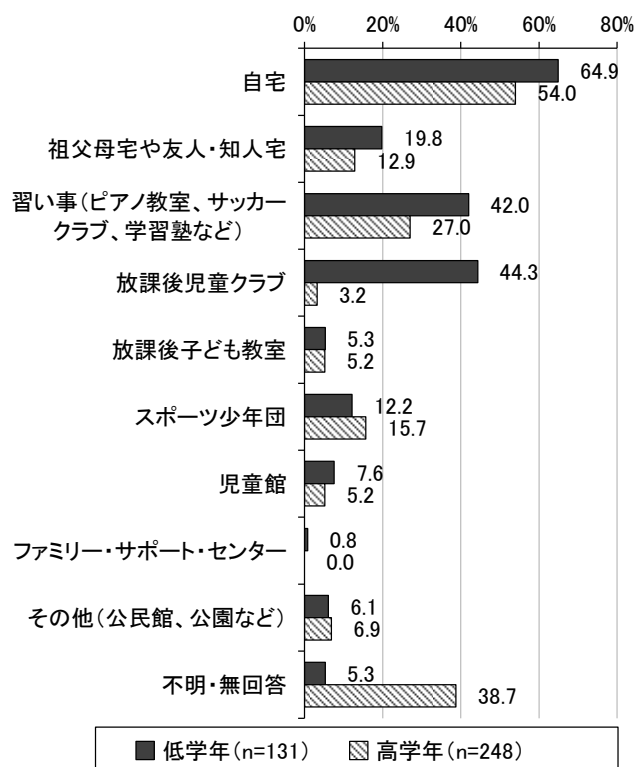
低学年（１～３年生）での希望する放課後の過ごし方についてみると、就学前児童で「放課後児童クラブ」、小学生児童で「自宅」が最も高くなっています。

高学年（４～６年生）での希望する放課後の過ごし方についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「自宅」が最も高くなっています。

【就学前児童】



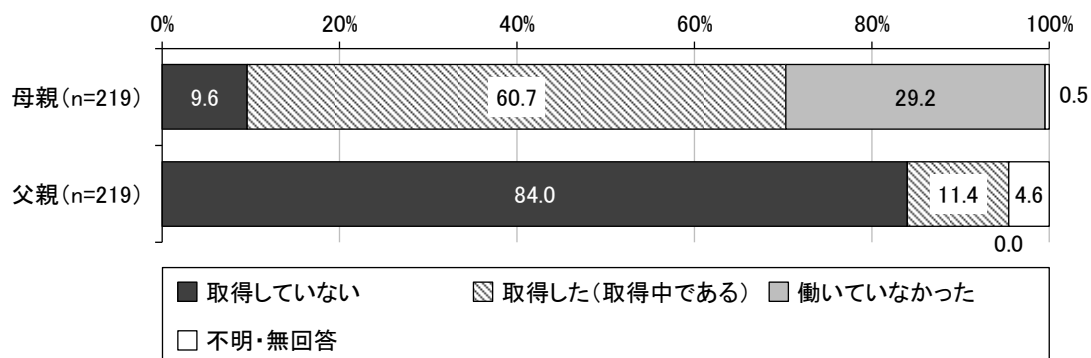
【小学生児童】



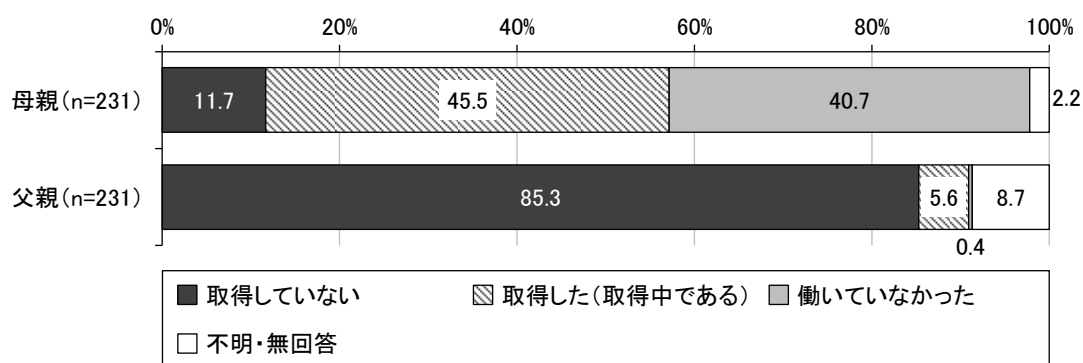
⑫ お子さんが生まれた時の育児休業の取得状況・理由

育児休業の取得状況についてみると、母親は「取得した（取得中である）」、父親は「取得していない」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」は母親が15.2ポイント、父親が5.8ポイント増加しています。

【今回調査】



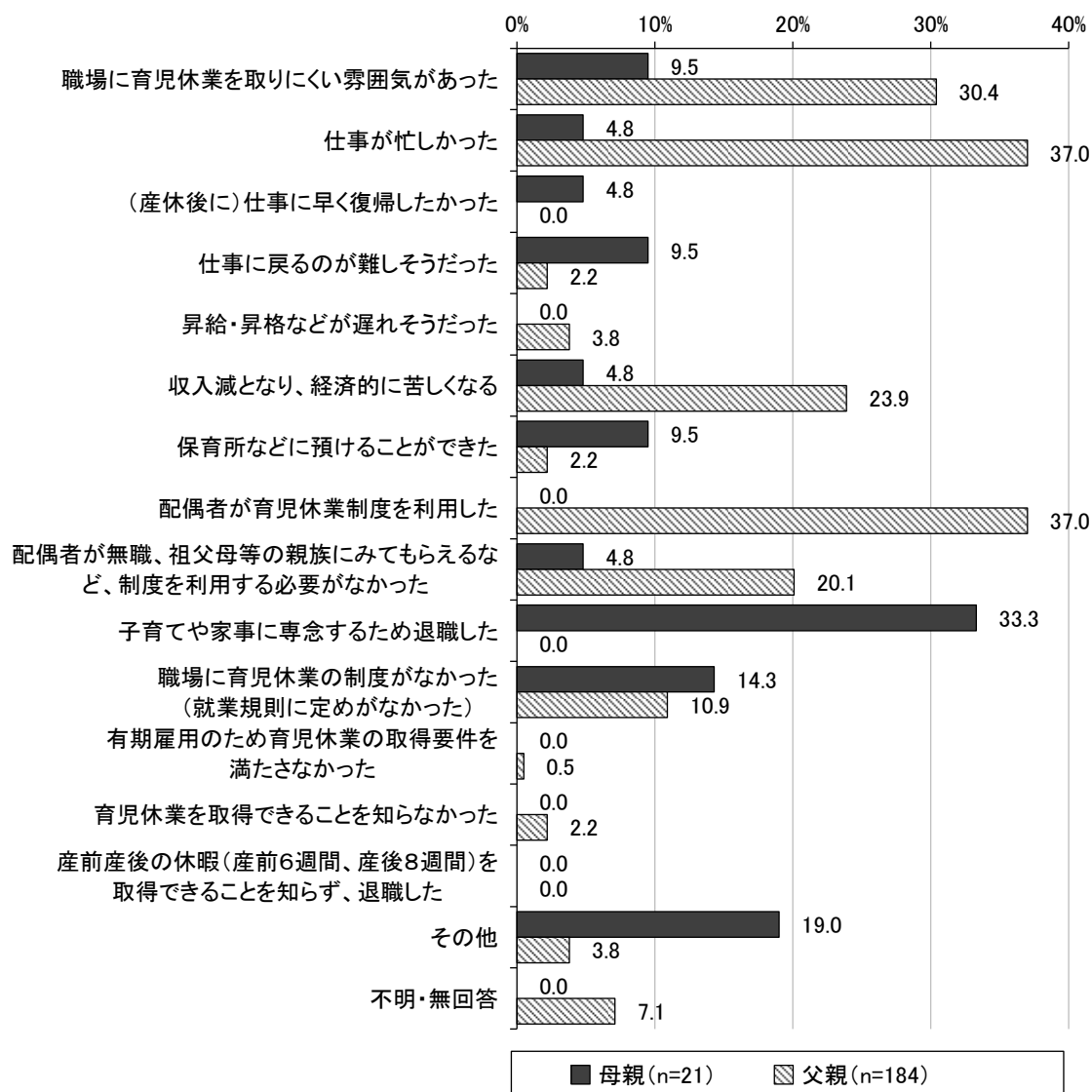
【前回調査】



■育児休業を取得していない理由

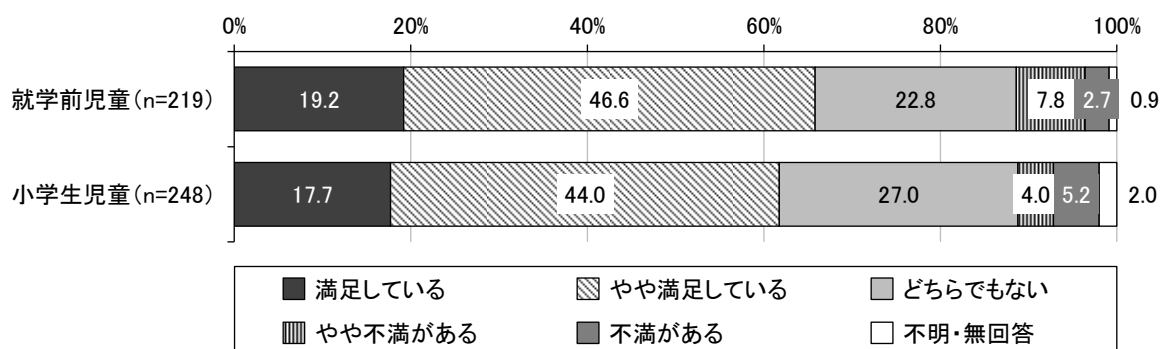
母親の育児休業を取得していない理由についてみると、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高くなっています。

父親についてみると、「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も高くなっています。



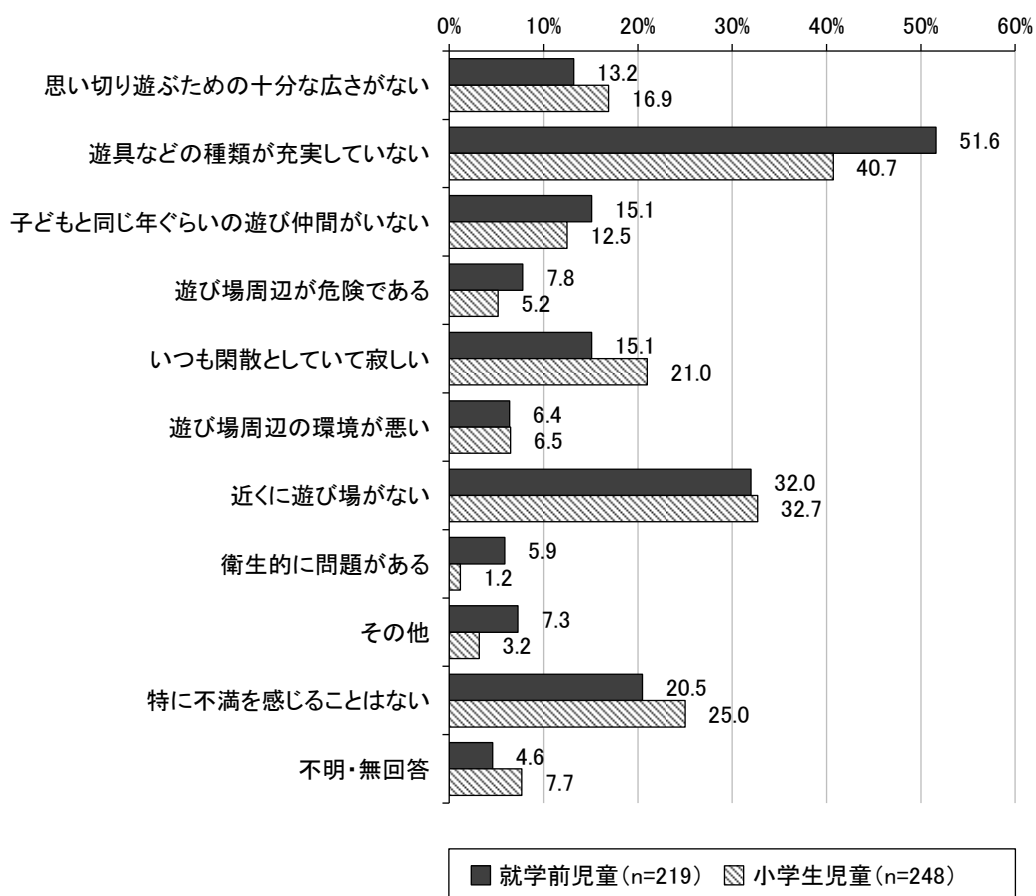
⑬ おおい町の子育て施策についての満足度

おおい町の子育て施策についてどのように感じているかについてみると、「やや満足している」が就学前児童で 46.6%、小学生児童で 44.0%と最も高くなっています。



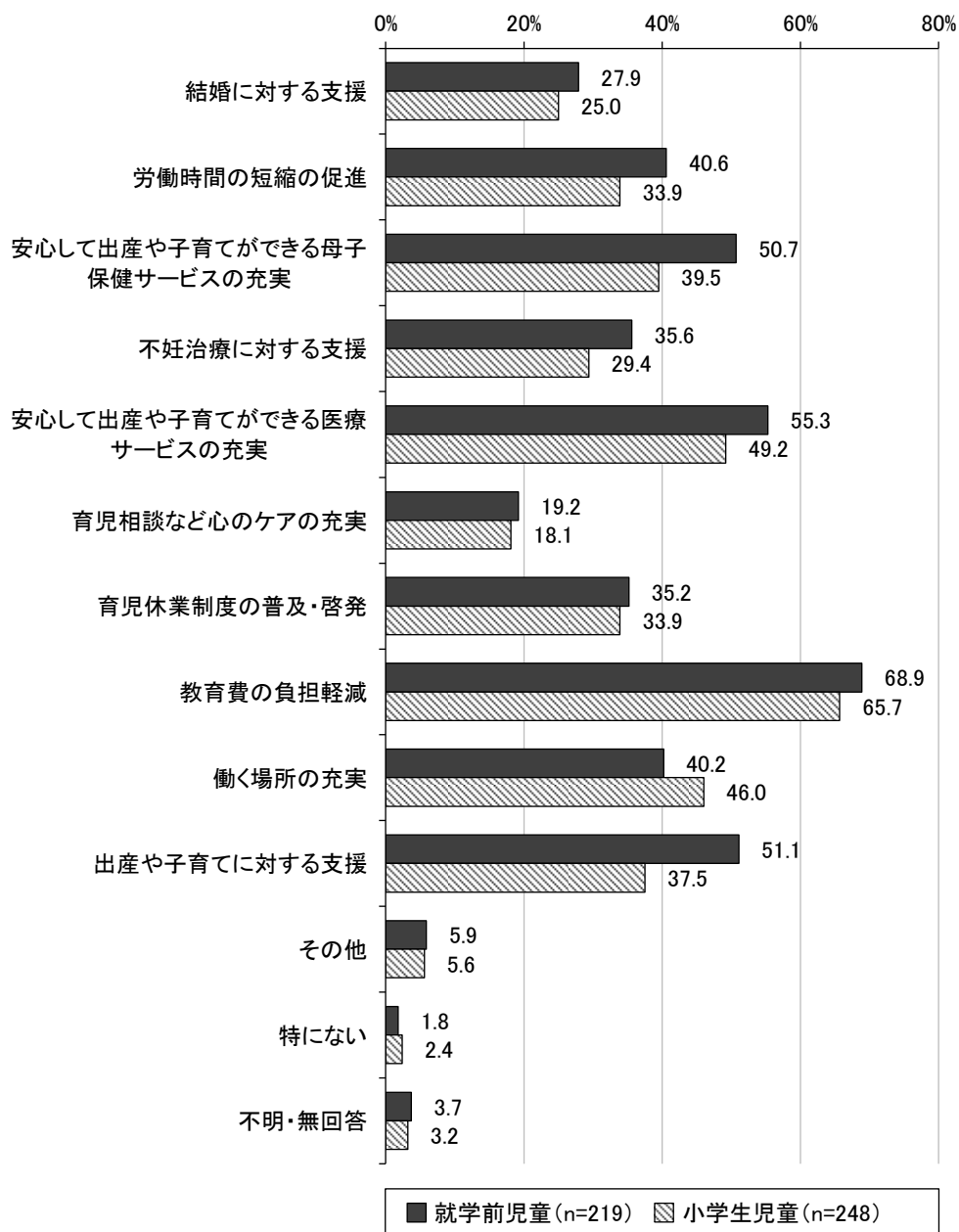
⑭ おおい町の地域の子どもの遊び場について不満を感じていること

おおい町の地域の子どもの遊び場について日ごろから不満を感じていることについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「遊具などの種類が充実していない」が最も高くなっています。



⑮ 少子化対策のために今後必要だと思うこと

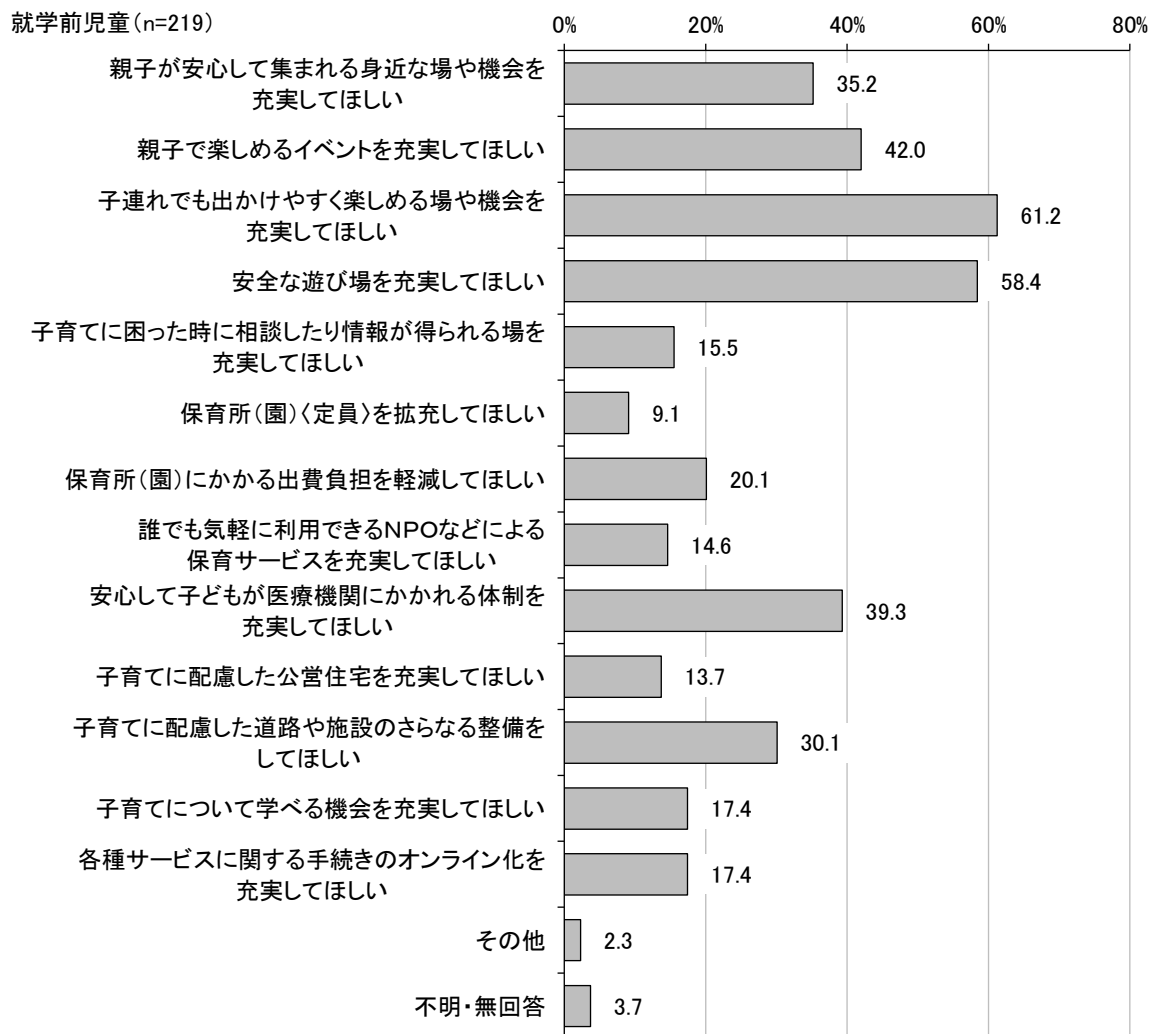
少子化対策のために今後必要だと思うことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「教育費の負担軽減」が最も高く、次いで「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」となっています。



⑯ 充実してほしい子育て支援施策

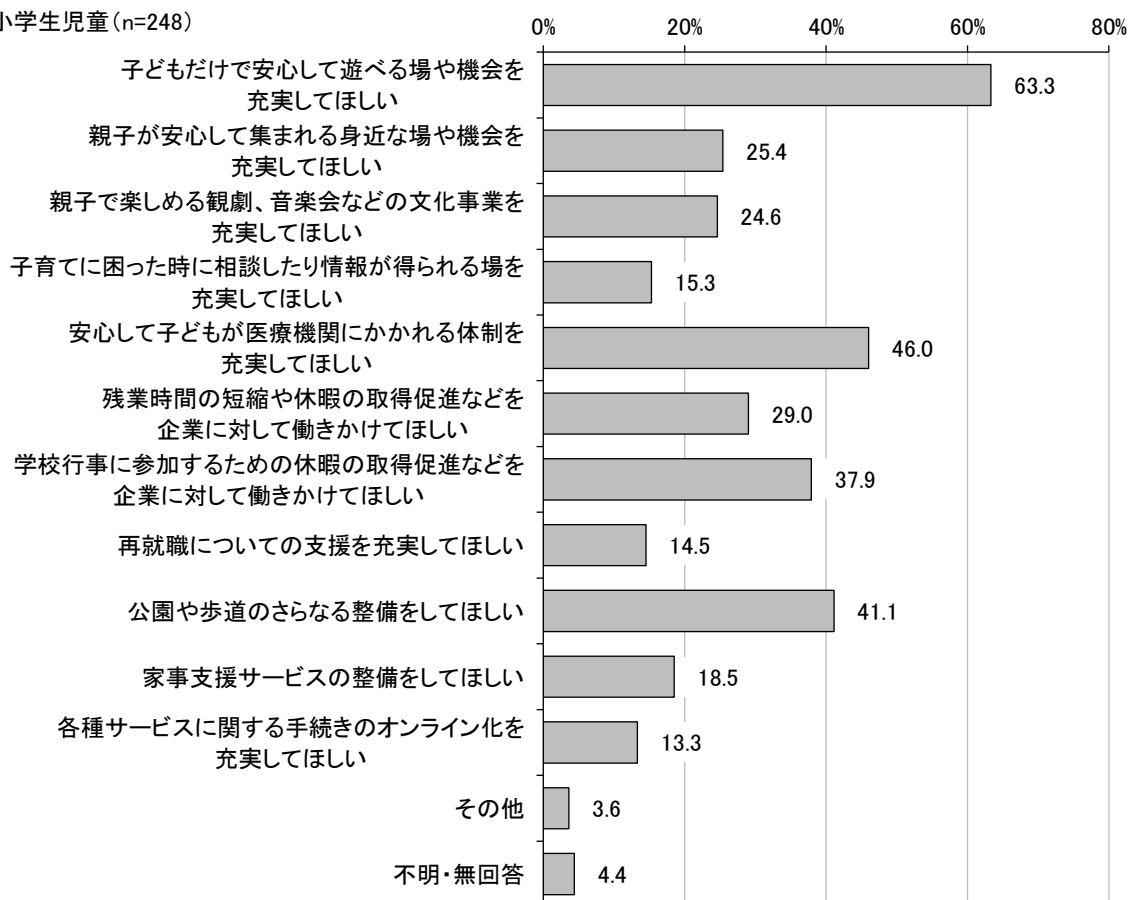
町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているかについてみると、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場や機会を充実してほしい」が最も高く、次いで「安全な遊び場を充実してほしい」となっています。小学生児童では「子どもだけで安心して遊べる場や機会を充実してほしい」が最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を充実してほしい」となっています。

【就学前児童】



【小学生児童】

小学生児童 (n=248)



3. 関係機関・団体ヒアリング調査結果からみる現状

(1) 関係機関・団体ヒアリング調査の概要

本調査は、子育てに関わる機関や団体に対して、支援者の視点からの本町の子育て支援の現状や課題をおうかがいし、「第3期おい町子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とすることを目的として、実施しました。

■調査対象者：子育て支援に関わる機関・団体 18 団体

■調査期間：令和6年6月～8月

■調査方法：シート配布・記入方式及び一部対面での聞き取りを実施

(2) 調査結果（抜粋）

1. 子どもやその保護者を取り巻く環境、子育て支援について、日頃の活動を通じて気になる点や課題

- 親の養育、子育てに対する考え方の変化（自分の家族や友人家族が良ければ良い、地域の中での子育てという意識がなくなっている）。
- 日々の子育てに関して、協力や助言を受ける場面の減少や地域の人と交流する機会の減少による地域や家庭の子育て力の低下。
- 保育に対し、以前より多くのサービス性が求められるようになった。園からの一方的なサービスではなく、保護者と園がともに子育てをしていくという意識が必要。
- 子どもの数の減少により、支援センターの活動時に人が集まらない。
- 支援を必要とする家庭に、園や行政が行っている支援活動が届いていないのではないかな。
- 子どもが自由に、安心して過ごせる居場所や遊び場が必要。

2. 支援活動を行う中で、おい町の中で不足していると感じる取り組みや社会資源

- 子どもが安心して自由に過ごせる遊び場。（子どもの徒歩圏内の身近な所にあるもの、町の自然を活かしたもの等）
- 園や子育て支援センターと連携した子育て情報の発信。
- 既に実施している病児・病後児保育の拡充による仕事と育児の両立支援。
- 障がいのある子どもへの支援の強化。
- 子どもの文化活動、体験活動の機会の提供。
- 4歳児健診、5歳児健診の実施。（就学に向けた支援）。
- 保育等の専門職の人材確保。

3. 他機関や団体・行政との連携等において、感じている課題や、今後連携して取り組んでいきたいこと

【連携等において、感じている課題】

- 障がいのある子どものいる家庭に対する情報発信の強化。
- 気軽に相談できる場所の整備。
- 小学校と学童、園との連携、情報交換の強化。
- 気がかりさがあるお子さんがいる場合における専門家（カウンセラー）や保健師と連携した保護者へのアプローチや連携強化。
- 妊娠期から出産、子育て期を包括的に支援するため、多様なニーズに応えることのできる施設の整備、専門員を配置、一貫性を持った支援の実施。

【取り組んでいきたいこと】

- 近隣市町との情報交換や他市町村等の取り組みの視察。
- 専門家の講演会の開催によるスキルアップ。
- ふるさと学習における町役場・関係機関、企業・事業所に体験やインタビュー等の協力や関係機関との連携。
- 町内の他機関や団体・行政とのネットワークづくりや連携強化、情報交換の活性化。

4. おおい町が安心して子どもを生み育てられる町となるために必要なこと

- 安心して遊べる施設や身近で集まることができる場所。
- 安心して働ける場所・雇用環境、若者が働ける場所。
- 育児の知識や困ったときの手助け等ができる支援機関や産後サポートのような機関。
- 「保護者」「子ども」「保護者と子ども」が集える場所。
- 保幼小中の連携強化、継続的に子どもの育ちを見守り、支援していく体制づくり。
- 子どもを安心して預けられる施設（認定こども園・学童・学校等）があり、子どもが自由に安心して学べる、遊べる場所の選択肢が多くあること。
- 通学路の整備。（街灯を増やす、狭い場所・危険な横断歩道等の解消）
- おおい町の子育て支援に関する情報の周知強化。
- 町の雰囲気を活かした人のつながりや頼りやすい社会環境の整備。

4. 事業の実績

(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の進捗状況は下記のとおりとなります。

① 教育・保育

■教育（1号認定）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	46	46	46	46	46
	確保の内容	46	46	46	46	46
実績値		42	39	39	39	35

■保育（2号認定・3号認定）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み (2号)	196	196	196	196	196
	量の見込み (3号 0歳)	25	25	25	25	25
	量の見込み (3号 1・2歳)	123	123	123	123	123
	確保の内容	344	344	344	344	344
実績値		266	279	284	271	248

認定区分について

教育・保育は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、以下の3つの認定区分に分けられます。また、認定区分によって、利用できる施設や利用時間が異なります。

年齢	0～2歳	3歳以上	
認定区分	3号認定 (保育認定)	2号認定 (保育認定)	1号認定 (教育標準時間認定)
利用できる施設	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業所	・ 保育所 ・ 認定こども園 (保育部分利用)	・ 幼稚園 ・ 認定こども園 (教育部分利用)

② 地域子ども・子育て支援事業

■延長保育事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	95	94	93	92	91
	確保の内容	95	94	93	92	91
実績値		57	71	69	96	—

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	164	181	188	190	185
	確保の内容	164	181	188	190	185
実績値		175	169	176	149	—

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	9	—

■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

単位：人回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	3,248	3,074	3,016	2,987	2,943
	確保の内容	3,248	3,074	3,016	2,987	2,943
実績値		1,788	2,134	1,778	2,046	—

■一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		9,097	8,841	8,823	9,402	—

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,262	1,275	1,281	1,293	1,262
	確保の内容	1,262	1,275	1,281	1,293	1,262
実績値		222	327	208	572	—

■病児・病後児保育事業

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	135	138	140	143	146
	確保の内容	135	138	140	143	146
実績値		43	103	104	256	—

■ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	—

■妊婦健康診査

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	68	68	66	66	66
	確保の内容	68	68	66	66	66
実績値		65	71	49	53	—

■乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	68	68	66	66	66
	確保の内容	68	68	66	66	66
実績値		63	67	59	38	—

■養育支援訪問事業

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	3	3	3	3	3
実績値		3	4	5	3	—

■子育てサービス利用者支援事業

(か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	2	2

※子育て世代包括支援センターがこども家庭センターに移行したため、令和5年度からは2か所（基本型、こども家庭センター型）の設置となっています。



5. 本町の子ども・子育てを取り巻く課題

○人口減少・少子高齢化の進行

本町の総人口は近年 8,000 人を下回っており、子どもの人口も減少を続けているなど、人口減少・少子高齢化が進んでおり、15 歳未満の人口は今後 1,000 人を下回ると予測されます。

アンケート結果では少子化対策のために今後必要だと思うこととして、「教育費の負担軽減」「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」が多く挙げられています。経済的負担の軽減等をはじめとした各種子育て支援施策の充実により、子育てしやすいまちをアピールし、子育て世代の増加をめざす取り組みが必要です。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用者数は、見込みを下回っていること等から、供給量の調整や量の確保だけではなく、質の確保の強化を踏まえた事業展開が必要です。

○就労と子育ての両立支援

本町は若年層女性の就業率は全国・福井県よりやや低いものの、女性の就業率自体は平成 27 年より上昇しています。アンケート結果では現在パート・アルバイトで就労している母親のうち、約 4 割がフルタイムでの就労を希望していること等から、保護者の就労状況の変化に伴う子育ての支援の充実が必要です。

○困りごとを抱えると考えられる家庭への支援

ひとり親世帯の数は母子世帯・父子世帯ともに平成 27 年に比べて増加している状況がみられます。そのほか、アンケート結果では気軽に相談できる人や場所が「いない／ない」という回答が就学前児童で 2.7%、小学生児童で 6.0%となっていることから、相談先の周知や相談しやすい体制づくり、各種支援を引き続き進めていくことが必要です。

○町全体が連携した切れ目のない子育て支援の推進

関係団体ヒアリング調査では関係機関同士の連携・情報共有の強化や就学前から就学後までの一貫した支援の強化の必要性があることがわかりました。妊娠・出産期から子育て期にわたって、各関係機関等が連携・情報共有を行い、子どもが各発達段階において、健やかに成長することができるよう、切れ目のない子育て支援を進めていくことが必要です。

○子育て支援や支援に係る情報提供の充実

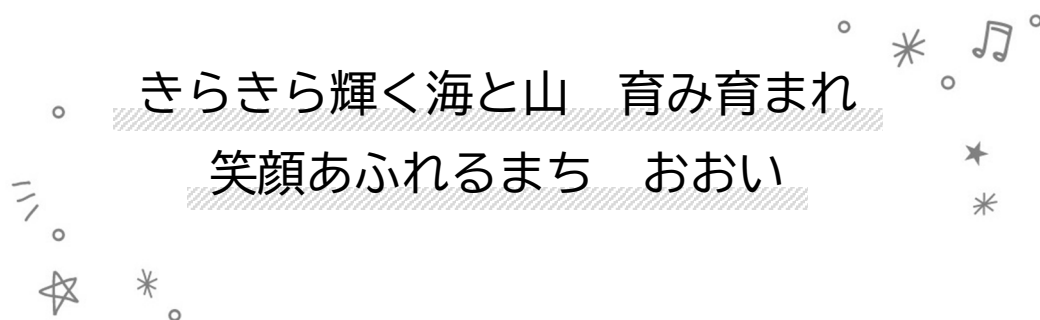
アンケート結果では充実してほしい子育て支援として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場や機会を充実してほしい」「安全な遊び場を充実してほしい」「子どもだけで安心して遊べる場や機会を充実してほしい」等が高くなっており、子どもの遊び場や機会に対するニーズが高い傾向がみられます。また、関係団体ヒアリング調査では子育て支援に関する情報の周知が一層必要であるという意見もみられたことから、本町の実施する子育て支援情報の周知の更なる強化が必要です。

第3章 基本的な方向性

1. 計画の基本理念

基本理念は、第1期からの理念を引き継ぎ「きらきら輝く海と山 育み育まれ 笑顔あふれるまち おおい」とします。子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもが豊かな自然の中で健やかに育ち、また安心して子どもを生み育てることができるように、社会全体で支援していこうとするものです。

この理念は、家族、地域、事業所、関係機関・関係団体、行政等が互いの役割を果たしながら、地域の宝である子どもたちの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び整備を行い、その成長を見守り支えることで、安心して子育てに取り組み、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現をめざします。



2. 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の7項目を基本的視点として、施策・事業を組み立て、推進します。なお、行政が施策を推進することはもとより、家族や地域の住民、関係団体・関係機関等が連携を図りながら、本計画を推進します。

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利の保障及び子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った施策・事業を推進します。

(2) 次世代の親への視点

子どもが成長して親になったとき、あるいは大人として子どもの育ちに関わるときのために、豊かな人間性を形成し、自立することができるよう、また、おおい町で結婚・子育てがしたくなるよう郷土愛の醸成を図るなど、中・長期的な視点に立った施策・事業を推進します。

(3) 多様化したニーズに対応する視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため、子育て支援サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上、情報公開や行政評価等の取り組みのほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った施策・事業を推進します。

(4) すべての子どもと家庭への支援の視点

障がい、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援する視点に立った取り組みを推進します。また、そのためにも支援事業の質の向上や支援を必要とする人に適切な支援を届けられるよう取り組みを推進します。

(5) 地域社会全体による支援の視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは地域社会の一員でもあることから、子どもを心身ともに健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要であることから、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取り組みを推進します。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

性別に関わらず子育てに取り組むために、企業等の理解と協力の下、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進します。また、家庭や地域生活等においても、子育て期等の人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりに向けた取り組みを推進します。

(7) 切れ目のない支援の視点

多様な働き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、相談体制の周知や多機関連携をはじめとした妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点に立った取り組みを推進します。

3. 基本目標

本計画では、第2期計画から引き続き、子どもの健やかな育ちを第一に考えるとともに、まずは親が子育てを担うことを前提とし、いきいきと子育てができるよう親育ちを支援していくことが大切であるという考えを踏まえ、取り組みを進めます。また、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援により、子育てしやすいまち・愛着のあるまちをめざします。

そして、子どもや親の育ちを地域社会全体で支援できるよう、地域の子育て力を向上させていくことで、すべての住民が子育てを応援するまちづくりを進めます。また、家庭・地域・学校・認定こども園のすべての人たちがともに町の子どもたちを育み、子育てを通して家庭や地域が育まれる地域社会をめざします。

基本目標1 すくすく子育て支援

子どもが就学前からの切れ目のない質の高い教育や保育を受けることのできる環境づくりを進めるとともに、本町の豊かな自然や地域の人々とのふれあいを通じて、生命の尊さや互いを思いやることの大切さを学ぶことができる環境づくりを進めます。

基本目標2 いきいき親育ち支援

子どもが健やかに育つためには、家庭で愛情いっぱい育てられることが最も大切です。核家族化や女性の社会進出等の進行により、子育てをしながら不安や孤独を感じる親が増えているなか、親が心から子育てを楽しみ、心豊かに子どもと向き合うことができる環境づくりを進めます。

基本目標3 子どもと子育て家庭を応援する地域育ち支援

子どもが健やかに育つよう、また親がいきいきと子育てができるよう、町のみんなで応援する・助け合う地域社会づくりをめざします。ひとり親家庭等、とくに支援が必要な家庭への支援を充実するとともに、地域において子どもや親子が安全・安心に生活できる環境づくりを進めます。



4. 計画の体系

基本理念

きらきら輝く海と山 育み育まれ 笑顔あふれるまち おおい

基本的視点

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 子どもの視点 | 5 地域社会全体による支援の視点 |
| 2 次世代の親への視点 | 6 ワーク・ライフ・バランスの実現の視点 |
| 3 多様化したニーズに対応する視点 | 7 切れ目のない支援の視点 |
| 4 すべての子どもと家庭への支援の視点 | |

基本目標

1 すくすく子育て支援

- 1-1 質の高い教育・保育環境づくり
- 1-2 子どもの成長や教育に関する支援や環境づくり
- 1-3 子どもがいいきと活動するまちづくり
- 1-4 命や健康の大切さを学ぶ機会の充実
- 1-5 子どもの成長・発達への支援

2 いきいき親育ち支援

- 2-1 家庭や地域の教育力を高める仕組みづくり
- 2-2 心豊かに子どもと向き合うことのできる支援の充実
- 2-3 仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり

3 子どもと子育て家庭を 応援する地域育ち支援

- 3-1 困りごとを抱える家庭への支援
- 3-2 子育ての経済的負担軽減施策の充実
- 3-3 安全・安心のまちづくりの推進
- 3-4 子育てにやさしいまちづくり

第4章 施策の内容

1. すくすく子育て支援

1-1 質の高い教育・保育環境づくり

施設の適切な管理を行い、児童の安全の確保を行うとともに、教育・保育を支える人材を育成します。さらに、すべての子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園と小学校・中学校との連携を強化します。

事業名	内容	担当課
教育・保育施設の適切な管理	教育・保育施設の適切な管理を行い、児童の安全を確保します。	住民窓口課 学校教育課
保育人材の確保・育成	町広報紙や町ホームページを通じて、町内の保育教諭等の有資格者の情報を収集するとともに、福井県保育人材センターを活用するなどして、安心して子どもを預けられる保育人材の確保に努めます。また、研修等の積極的な受講等を通じて保育人材の資質向上を図ります。	住民窓口課
保育環境の充実	働き方の見直しや業務のＩＣＴ化等の業務改善に積極的に取り組み、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育環境の充実、質の向上を図ります。	住民窓口課
認定こども園、小学校・中学校の途切れない連携	学習指導要領に即して、園と小学校の先生がともにスタートカリキュラムを作成し、子どもの学びと育ちの理解を深めるとともに、園と小学校・中学校がより円滑に接続できるように研修会を実施し、連携強化に努めます。	住民窓口課 学校教育課
児童館の適切な管理と運営	児童館の適切な管理を行い、児童の安全を確保するとともに、地域の子育て支援拠点としての取り組みを行います。	住民窓口課
多様な保育サービスの充実	延長保育、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の多様な保育サービスを保護者の子育ての負担感や不安感を軽減するために提供します。	住民窓口課 すこやか健康課
確かな学力の育成	進んで学ぶ力の育成と学力の向上をめざして、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。	学校教育課
特色ある教育の推進	学校間の交流事業を行い、特色ある学校づくりに取り組むとともに、ふるさとを大切にする心を育成します。	学校教育課

1-2 子どもの成長や教育に関する支援や環境づくり

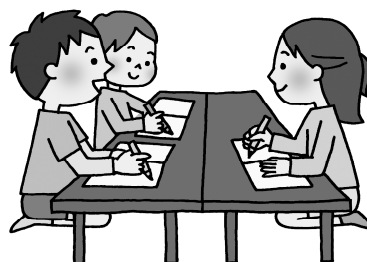
子どもの心身の健やかな成長のために、教職員等が子どもの心身の状態を把握するとともに、いじめがいけないことであるという意識を持てるよう、児童・生徒に指導を行うなど、いじめの予防・早期発見・解決に向けた取り組みを進めます。また、学校・家庭・関係機関が連携し、困難を抱えている児童・生徒に対する対策を推進します。

事業名	内容	担当課
保育カウンセラー訪問	子どもの発達相談・支援体制の充実を図り、発達障がい等の特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちを支援するため、定期的に保育カウンセラーや保健師が認定こども園を訪問します。	すこやか健康課
スクールカウンセラー配置	学校における教育相談体制の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者を公立小中学校に配置し、児童・生徒や保護者へのカウンセリングを行い、教員への助言を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー設置	子どもを取り巻く環境に働きかけ、各関係機関のつなぎ役となる者を配置し、問題解決の方法を探ります。	学校教育課
適応指導教室の開設	各学校の気がかりな児童・生徒の状況把握や不登校の児童・生徒を対象に、適応指導教室を開設します。	学校教育課
いじめ対策の推進	家庭、地域と学校が一体となり、温かい雰囲気の中で子どもを育てる環境づくりや、いじめの未然防止・解決に向けて取り組みます。また、おい町いじめ等対策連絡協議会を年に1回開催し、関係機関との連携のもと、いじめ対策を推進します。	学校教育課
教育環境の整備	適切な教員を配置し、教育内容の充実を図るとともに、個性や能力を活かした特色ある指導法を追求し、熱意ある優秀な教育者の育成及び資質向上を図ります。また、タブレット等を活用したICT教育を推進するとともに、教員の指導スキルの向上を図ります。	学校教育課
適応支援員の配置	こころの相談員として各学校に配置し、学校と情報を共有しながら、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	学校教育課
生きる力の育成	気力、学力や生きる力の基盤となる体力づくりに取り組むとともに、豊かな心を育成します。	学校教育課

1-3 子どもがいきいきと活動するまちづくり

子どもたちが多様な価値観を身につけられるよう、多様な体験・活動の機会や場を提供するとともに、それらに関わる人材の育成を図ります。

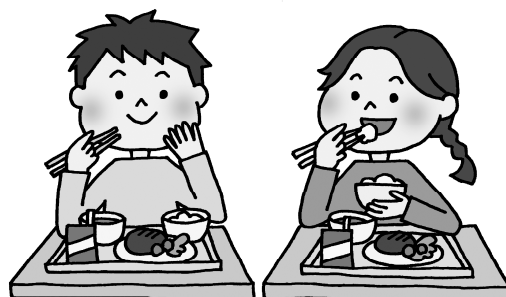
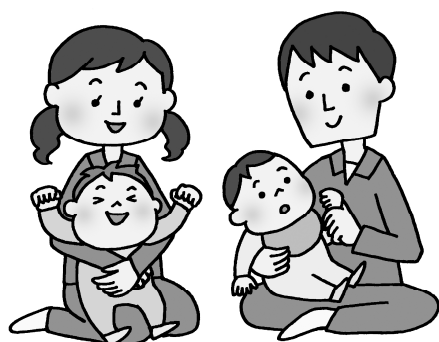
事業名	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	保護者の就労形態の多様化に伴うニーズに対応するために、事業の充実を図ります。放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室のプログラムに参加し、多様な体験・活動ができるよう、連携して事業を推進します。また、支援員の資質の向上、地域の人材の活用を図ります。	住民窓口課 社会教育課
放課後子ども教室の充実	放課後の子どもの居場所や多様な体験・活動の場として事業を実施するとともに、地域との交流の場として充実を図ります。	社会教育課
子ども向けの体験の推進	学校、児童館、児童センター、福井県こども家族館、図書館等において、子どもたちが文化・自然等を体験できる様々な機会を提供します。	住民窓口課 社会教育課 学校教育課
親子向けの学習・体験の推進	福井県こども家族館、すくすく広場、図書館等において親子向けの工作教室、料理教室、環境講座等、親子で参加できる様々な学習や体験の場を提供します。	住民窓口課 すこやか健康課 社会教育課
子ども会活動の支援	活動の場の提供、活動の参考となる情報提供等を通じ、子ども会の活動を支援します。	社会教育課
世代間交流の促進	こども園や高齢者福祉施設、公民館等を活用した交流や行事、教室等を通じて、高齢者の知恵や技能を活かした交流や、地域の伝統文化・歴史に触れる活動に取り組むとともに、世代間交流を促進します。	住民窓口課 いきいき福祉課 社会教育課 学校教育課
子どもの居場所づくりの推進【新規】	様々な年代の子どもたちが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことのできる、家庭や学校以外の第三の居場所づくりについて、地域資源等を勘案しつつ、実施に向けた検討を行います。	住民窓口課 社会教育課



1-4 命や健康の大切さを学ぶ機会の充実

子どもたちが命の大切さや、自身の健康の大切さについて学び、生涯にわたって実践していけるよう、様々な体験機会の充実を図り、自己肯定感の醸成や生きる力の育成等を行います。

事業名	内容	担当課
赤ちゃんとのふれあい体験学習の促進	中学生を対象に、乳幼児とふれあえる体験学習等を通して、命の大切さについて学ぶ機会を提供します。	すこやか健康課
離乳食教室の開催	栄養士によるおはなしや試食を通して、離乳食の基本を学ぶ機会を提供します。	すこやか健康課
健康についての啓発	健康について、ライフステージに合わせた規則正しい生活リズムづくりについて周知・啓発を進めます。	すこやか健康課
思春期保健対策の充実	保健の授業等を通して、体のしくみや性感染症の理解を深めます。自分の身体を大切にすること、異性を尊重すること、こころの健康、喫煙や薬物等の心身への悪影響等について学ぶ機会を設けます。	学校教育課
食育の推進	「おい町食育・地産地消推進計画」に基づき、正しい食生活や食事のマナー、郷土食や食文化の継承、地産地消等に関する体験型学習を充実させ、親子が楽しみながら「食」の大切さを学べるよう取り組みを進めます。	すこやか健康課 農林水産課 学校教育課

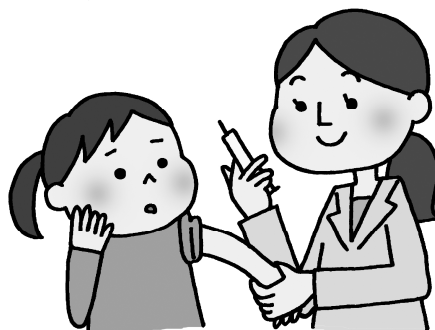


1-5 子どもの成長・発達への支援

保健師等による乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査等を通して、支援が必要な家庭・保護者に対し、子どもの成長・発達を踏まえた指導、助言等を行うなど、子どもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

事業名	内容	担当課
新生児聴覚検査の実施	先天性の聴覚障がい児の早期発見により、適切な支援につなげます。	すこやか健康課
乳児家庭全戸訪問の実施	子育ての孤立化を防ぐために、保健師等がすべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できるよう環境整備を図ります。	すこやか健康課
乳幼児健康診査の実施	子どもたちの健やかな成長を支援するため、1か月児、4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児に健康診査を実施します。	すこやか健康課
すくすく広場の開催	就学前までの親子を対象に、子どもの遊び場の提供やお母さんたちの交流の場を提供します。	すこやか健康課
ことばとあそびの広場 はぐはぐ、親子あそびの 教室 ぐんぐんの開催	言語聴覚士や心理カウンセラー等が、親子で参加できる遊びのプログラムを通して、お子さんの成長をサポートします。また、子育てで気がかりや心配のある保護者が、悩みを気軽に相談できる場を提供します。	すこやか健康課
養育支援訪問等の実施	支援が必要とされる家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施につなげます。また、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等の新規事業について、実施に向けた検討を行います。	すこやか健康課
各種相談の実施	保健師による育児相談、助産師による母乳相談、栄養士による栄養相談、臨床心理士による発達相談、保育士による地域子育て支援拠点での相談等、対象者に応じた相談・指導を実施します。また、LINEやチャット等の新たな相談方法についても検討を行います。	すこやか健康課
保育カウンセラー訪問 (再掲)	子どもの発達相談・支援体制の充実を図り、発達障がい等の特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちを支援するため、定期的に保育カウンセラーや保健師が認定こども園を訪問します。	すこやか健康課
予防接種（A類）の実施	子どもたちの健やかな成長を支援するために、それぞれの予防接種が接種できる時期に個別にお知らせするなど、定期予防接種を実施します。	すこやか健康課

事業名	内容	担当課
援助を必要とする子どもと家庭への支援	発育・発達に心配のある子ども等、支援を必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。	すこやか健康課
児童発達支援の充実	広域で設置する児童発達支援センター等を中心として、障がいのある子どもを対象に基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援の充実を図ります。	いきいき福祉課
障がい児を持つ家庭への支援	関係制度の普及・定着に努めるとともに、疾病・出産・冠婚葬祭等の理由により、日中において監護するものがないときに、障がい者支援施設等と連携し、一時的に預かり等を提供します。また、医療的ケア児に対しては、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、相談支援等を行います。	いきいき福祉課
住民の障がいに対する理解促進	障がいのある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるように、ともに地域で暮らす住民の障がいへの理解を促進します。多様な媒体を活用し、障がいや障がいのある人への理解を深める広報・啓発活動を行います。	いきいき福祉課



2. いきいき親育ち支援

2-1 家庭や地域の教育力を高める仕組みづくり

子どもが健やかに成長していくためには、日常生活の基本かつ教育の基盤となる場である家庭の力を高めるとともに、保護者とは異なる多様な考え方や価値観に触れる機会としての地域との関わりが必要です。家庭・地域それぞれの教育力を高め、子育てを地域全体で支えることができるような仕組みづくりを進めます。

事業名	内容	担当課
すくすく広場の開催 (再掲)	就学前までの親子を対象に、子どもの遊び場の提供やお母さんたちの交流の場を提供します。	すこやか健康課
マザーズカフェの開催	妊産婦を対象に、助産師等が各種相談に対応し、参加者同士が気軽に交流できる場を提供します。	すこやか健康課
育児相談の充実	こども家庭センターや家庭相談員による相談事業を実施し、育児相談について充実に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	すこやか健康課
地域ぐるみの子育て活動の活性化	母子保健推進員等、地域における様々な人材やボランティア、NPO等を育成し、身近な地域での子育て支援を充実します。	すこやか健康課
子育て支援に関する団体等の連携	子どもを地域で育てる取り組みを推進するため、保健、医療、社会教育や学校教育等、子どもに関わる機関・団体との情報共有、連携強化を図ります。	すこやか健康課
親子で学ぶ機会の充実	親としての力を身につける“親育ち”を視野に入れた、親子で学ぶ機会を充実します。	すこやか健康課
地域住民の理解促進	子育ての現状や子育て支援の必要性を地域のすべての住民が理解できるよう、様々な機会や手法により働きかけ、地域全体で子育て中の親子の存在を意識し、関心を持つ雰囲気づくりや、いざというときの声掛け・手助け等の見守り活動につなげます。	すこやか健康課 いきいき福祉課

2-2 心豊かに子どもと向き合うことのできる支援の充実

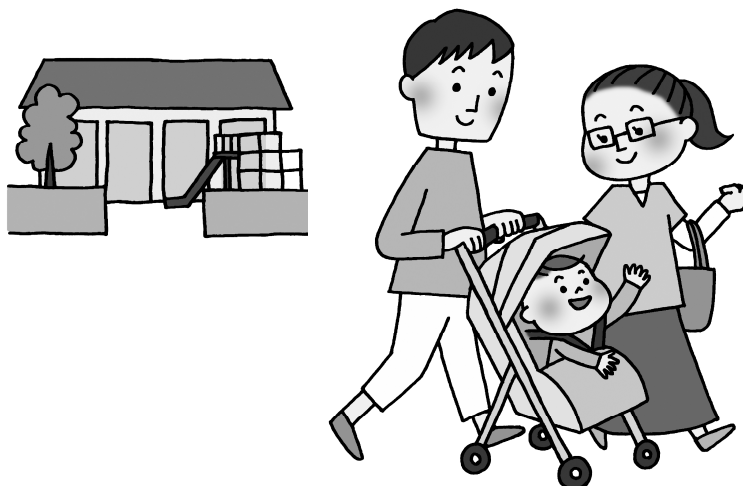
子育て等に関する広報や啓発、関係機関との連携、相談体制の充実を図るなど、虐待防止対策も含めた総合的な子育て支援を推進します。

事業名	内容	担当課
地域や子育てに関する情報提供の充実	町広報紙や町ホームページ、母子健康手帳アプリ「おいっこ☆ダイアリーby 母子モ」、各種パンフレット等、様々な媒体を通じて、乳幼児健康診査等の子育てに関する情報提供の充実を図ります。	すこやか健康課
ことばとあそびの広場はぐはぐ、親子あそびの教室 ぐんぐんの開催（再掲）	言語聴覚士や心理カウンセラー等が、親子で参加できる遊びのプログラムを通して、お子さんの成長をサポートします。また、子育てで気がかりや心配のある保護者が、悩みを気軽に相談できる場を提供します。	すこやか健康課
妊婦健康診査の実施	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的に健康診査を実施します。	すこやか健康課
産婦健康診査の実施	産後心身の不安定な方等、支援が必要な方の早期発見に努めます。	すこやか健康課
産後ケア事業の実施	授乳や育児等の相談や休養ができるサービスを提供し、安心して子育てできるよう支援します。	すこやか健康課
児童虐待防止の啓発	児童虐待の現状、虐待のサイン、通告義務、相談体制、防止施策等の知識の普及を図るため、講演会・研修会の開催や町民だよりによる啓発に取り組みます。	すこやか健康課
要保護児童対策地域協議会との連携	要保護児童対策地域協議会との連携を図り、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を行います。	すこやか健康課
こども家庭センターの体制強化	母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つこども家庭センターにおいて妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援を実施し、必要に応じて関係機関との連携を図ります。また、切れ目のない支援の実施により、虐待の早期予防と対応強化を図ります。	すこやか健康課

2-3 仕事と生活の調和の実現をめざした環境づくり

充実した仕事と子どもや家族との豊かな時間が持てるように、保護者がともに働きやすく、仕事と子育て・家庭生活等が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く住民へワーク・ライフ・バランスを啓発すること等により、共働き・共育て支援を推進します。

事業名	内容	担当課
病児デイケア事業の実施	子どもの病気または病気回復期に、仕事の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等の理由で育児ができないと困った場合に、一時的に専任の看護師、保育士が保育します。	すこやか健康課
広報紙、ホームページ等による啓発	町広報紙や町ホームページ、各種報道機関等を通して、家庭における男女共同参画に関する啓発を行い、父親の家庭生活への参画を促します。	住民窓口課
男女共同参画講座等の充実	男女共同参画講座や講演会等を実施します。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事・育児等に関わることの重要性についての意識の向上を図ります。	住民窓口課
子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発	育児休業制度の定着・促進、時短勤務やテレワーク等の多様な働き方の促進、再雇用制度の普及を図るため、事業所等に国の制度や優良事例の情報提供を行い、子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発に取り組みます。	すこやか健康課 商工観光課
男性の子育て参加への意識向上	男性の子育て参加への意識向上をめざし、男女がともに家庭責任を担うことの重要性についての理解を深めるため、男性が参加しやすい講座や男性を対象とした子育て講座の実施に努めます。	住民窓口課 すこやか健康課



3. 子どもと子育て家庭を応援する地域育ち支援

3-1 困りごとを抱える家庭への支援

ひとり親家庭を含む、様々な困りごとを抱える家庭に対し、児童の健全な成長を確保するため、関係機関と連携し、個々の家庭の状況に応じた、相談支援や生活支援等の総合的な支援を行います。

事業名	内容	担当課
各種資金制度等の情報提供の充実と適正な利用の促進	県による母子父子寡婦福祉資金貸付等や町の就学援助制度等、各種支援制度の情報提供を進め、適正な利用促進に努めます。	住民窓口課 学校教育課
家庭生活支援員派遣事業の推進	ひとり親家庭の親が就学や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となったときに派遣する、家庭生活支援員の確保に努め、日常生活に対する支援を行います。	住民窓口課
ひとり親家庭への就労支援	ハローワーク等の関係機関と連携強化を図り、ひとり親家庭への就労のための支援を行います。	住民窓口課
ひとり親家庭の経済的支援	児童扶養手当・遺児手当の支給、小中学校への入学時の祝品の贈呈、就学援助制度等、ひとり親家庭への経済的支援を行います。	住民窓口課 学校教育課
ひとり親家庭への自立支援	県健康福祉センターで配置している母子・父子自立支援員や若狭健康福祉センターで配置している母子等自立支援員等の相談窓口につなぐなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。	住民窓口課
交通災害等遺児への支援	交通災害等遺児への就学のための支度金の支給等、経済的な支援を行います。	住民窓口課
子どもの貧困対策の推進【新規】	貧困の状況にある子どもの早期発見を図るとともに、生活の安定のための各種支援や経済的支援、学習・進学等に係る支援、保護者の就労支援を行います。	住民窓口課 すこやか健康課 学校教育課
ヤングケアラーの早期発見と支援【新規】	教育、福祉、医療等の関係者間の情報共有と連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見を図るとともに、各家庭の状況に応じた必要な支援につなげます。	すこやか健康課
外国につながるのある子どもとその家庭への支援【新規】	外国につながるのある子どもが、おい町で健やかに成長できるように、保護者の使用可能な言語に配慮した情報提供や教育・保育の利用に向けた支援を行います。	住民窓口課 学校教育課

3-2 子育ての経済的負担軽減施策の充実

子どもの医療費の助成等を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

事業名	内容	担当課
不妊治療費の助成	不妊治療にかかった費用について、年間 30 万円を限度に助成し、経済的負担軽減を図ります。	すこやか健康課
妊産婦医療費の助成	妊産婦に対して、医療費を助成し、子どもを産み育てやすいまちをめざします。	住民窓口課
出産・子育て応援交付金の交付	妊娠・出産に係る費用の経済的負担を軽減するため、それぞれ 5 万円を交付します。	すこやか健康課
未熟児養育医療の給付	身体的な発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする児に対して、医療の給付を行います。	すこやか健康課
出生祝金の交付	出生の届出によりおおひ町の住民基本台帳に記録された者に対して 3 万円を交付します。	住民窓口課
児童手当の支給	子育ての経済的負担を軽減するため、国の制度に基づき児童手当を支給します。	住民窓口課
保育料の無償化	子どもを育てやすいまちづくりに向けて、保育料の無償化を進めます。	住民窓口課
在宅育児応援手当の給付	在宅で育児を行う方に対して、第 2 子以降 3 歳未満までの乳幼児一人当たりに対して応援手当を給付します。（育児休業給付金を受給していない方）	すこやか健康課
小児インフルエンザ・新型コロナ予防接種費用の助成	小学 6 年生までの子どもを対象に、インフルエンザ・新型コロナ予防接種に係る費用の 2 分の 1 を助成します。	すこやか健康課
子育て支援医療費の助成	高校 3 年生相当までの子どもの健やかな成長を図るため、入院に係る医療費を助成し、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	住民窓口課
入学等応援給付金の給付	児童・生徒の入学準備費用等の一部を助成し、保護者負担の軽減と子育て環境の整備を図ります。	学校教育課
高等学校等通学費の助成	高等学校及び町外中学校等に通う生徒の通学費の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
進学サポート給付金の給付	修学意欲のある若者の未来を応援するため、大学等に進学・在学する学生の保護者に対し、経済的にサポートし、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課
母子家庭医療費助成・父子家庭医療費の助成	20 歳になった月末までの子どもを持つ母子家庭及び父子家庭に対して、医療費を助成し、家庭の負担軽減を図ります。	住民窓口課

3-3 安全・安心のまちづくりの推進

子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれることのないように、有害情報やネット犯罪対策の推進を図るとともに、防犯や交通安全についての教育や道路の安全点検、防犯訓練等を実施し、安全・安心なまちづくりをめざします。

事業名	内容	担当課
安全教育の充実	警察、小中学校、認定こども園等と連絡を密にし、犯罪、交通事故を防止する教育及び啓発を行います。	防災安全課 住民窓口課 学校教育課
通学路の安全点検	通学路の安全点検を実施し、歩道の整備、カラー舗装の設置等の危険箇所の改善を行います。	防災安全課 建設課 学校教育課
防犯灯・道路安全灯の整備	夜間の防犯や交通安全を確保するため、防犯灯・道路安全灯の新規設置やＬＥＤ交換を行います。	防災安全課
子ども 110 番の家との連携	警察と連携し、登下校時等に子どもが不審者に遭った時に駆け込むことができる「子ども 110 番の家」について、マップを作成し周知を図ります。	社会教育課
防犯訓練等の実施	小中学校、認定こども園において、不審者侵入時の対応等について防犯訓練を実施します。また、小学校新一年生を対象に安全笛を配付します。	住民窓口課 学校教育課
メディアリテラシー教育の推進	情報モラル、メディアに対する自己コントロール力、情報機器操作活用能力等、メディアを適正に活用できる子どもたちを育成できるよう、ＩＣＴ機器活用能力指導内容一覧に基づき指導を行い、メディアリテラシー教育に取り組みます。	学校教育課



3-4 子育てにやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭に配慮するために、公共空間・設備等におけるユニバーサルデザインの導入等、公共施設整備や公園等の整備・維持管理による快適で安全・安心な子どもの遊び場の確保に取り組めます。また、子育てにやさしいまちづくりを行い、結婚を希望する住民への支援や子育て世帯の移住定住を促進します。

事業名	内容	担当課
公園の適切な維持管理	公園の老朽化した遊具の更新工事、除草・清掃等を実施し、公園の適切な維持管理に努めます。	住民窓口課
公共空間・設備におけるユニバーサルデザインの導入	公共空間や設備においてユニバーサルデザインの導入を図ります。公共施設には、授乳スペース、おむつ交換スペース、多機能トイレ、託児ルームの整備を図ります。	すこやか健康課 各課
認定こども園の園庭開放	子育て支援センター事業の中で、認定こども園の園庭を開放し、親子の遊び場を提供します。	住民窓口課
結婚新生活支援事業補助金・若者夫婦支援給付金	新婚世帯に対し、新生活を支援するための必要経費の一部助成や新生活スタートアップのための支援金の給付を行います。	住民窓口課
住まいに関する支援の実施	おおい町への定住促進、子育て世帯・新婚世帯の住環境の向上等を図るため、住まい支援事業補助金として住宅の新築や購入、リフォーム等の経費の一部を助成します。また、おおい町空き家情報バンクや公営住宅・特定優良賃貸住宅等、住まいに関する情報提供を行います。	建設課
移住定住支援の実施	「おおい町未来創生戦略」に基づき、U・Iターン移住就職等支援金の交付や起業初期投資費用の補助等、移住定住に向けた支援を実施し、活力のあるまちづくりを進めます。	まちづくり課 商工観光課
「子育て応援日本一」に向けた情報発信	本町の掲げる「子育て応援日本一」をめざし、子育てにやさしいまちづくりを行っていることを、町内外に向けて、SNS等の様々なツールや機会を活用して積極的に発信します。	まちづくり課 すこやか健康課

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（「教育・保育提供区域」）を定めるものとされています。本町では効率的に資源を活用できるよう、過去の計画と同様に、教育・保育の提供区域を、1区域（町全域）として設定します。

2. 量の見込みと確保方策

「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の各事業において、将来想定される利用人数である「量の見込み」（需要）と提供体制として「確保方策」（供給）を定めます。

また、各事業の「量の見込み」については、本町の将来人口推計（令和7年度から令和11年度）及び各事業の利用実績（令和2年度から令和5年度までの実績。一部事業は令和6年度実績見込みも勘案。）等を踏まえて算出しています。

（1）教育・保育

【事業概要】

幼児期の教育・保育を必要とする場合、教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）や地域型保育（小規模保育等）を利用できる事業。

■教育（1号認定）※

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	39	37	31	29	30
②確保の内容	39	37	31	29	30
②－①	0	0	0	0	0

※2号認定のうち、教育の利用希望が強い者を含む。

■保育（2号認定）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	134	112	107	108
②確保の内容	144	134	112	107	108
②－①	0	0	0	0	0

■保育（3号認定／0歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	4
②確保の内容	5	5	5	5	4
②－①	0	0	0	0	0

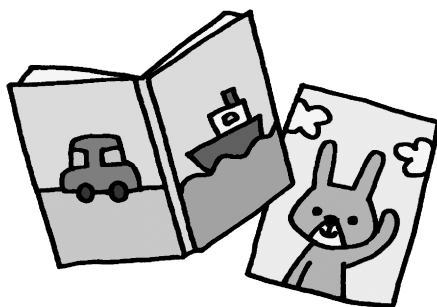
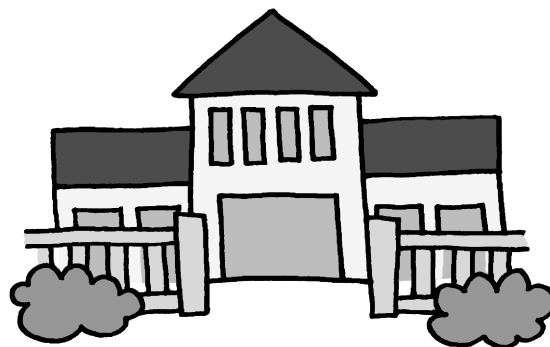
■保育（3号認定／1・2歳）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	82	76	89	87	84
1歳	35	36	40	38	37
2歳	47	40	49	49	47
②確保の内容	82	76	89	87	84
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

教育・保育ともに、町内の認定こども園4園において必要量を満たしており、引き続き提供体制を確保します。



(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）の各区分を超えて認定こども園において保育を実施する事業。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	82	76	73	70	69
②確保の内容	82	76	73	70	69
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

4 か所で実施しており、引き続き提供体制を確保します。

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	179	173	171	161	148
1年生	50	46	52	45	37
2年生	54	44	39	45	39
3年生	40	49	40	36	41
4年生	24	23	29	23	21
5年生	7	8	8	9	7
6年生	4	3	3	3	3
②確保の内容	179	173	171	161	148
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

4 か所で実施しており、引き続き提供体制を確保するとともに、支援員の確保及び資質向上を図ります。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で養育・保護する事業。ショートステイ事業は短期間（原則7日以内）の預かりとなります。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	7	7
②確保の内容	8	8	8	7	7
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

町外の児童福祉施設1か所に委託し、必要時に事業を利用できる体制を確保します。また、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、現時点では事業の実施予定はありません。

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,174	2,220	2,327	2,251	2,159
②確保の内容	2,174	2,220	2,327	2,251	2,159
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

4か所で実施しており、引き続き提供体制を確保するとともに、事業の周知や利用しやすい環境づくりに取り組みます。

⑤ 一時預かり事業

【事業概要】

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園等において在園児を対象に教育時間の前後または休業日に一時的に預かりを行う事業。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,565	9,075	7,603	7,112	7,358
②確保の内容	9,565	9,075	7,603	7,112	7,358
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

町内の認定こども園4園で実施しており、引き続き提供体制を確保します。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		494	480	448	430	424
②確保 の内容	一時預かり事業	453	440	411	394	389
	すみずみ子育て サポート事業	41	40	37	36	35
②－①		0	0	0	0	0

【確保方策】

町内の認定こども園2園で一時預かり事業を実施しています。また、近隣市2か所に委託してすみずみ子育てサポート事業を実施しており、各事業について引き続き提供体制を確保します。

⑥ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病氣中または病気の回復期で認定こども園に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病する方がいない子どもを、診療所等で一時的に保育する事業。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	341	394	427	467	506
②確保の内容	341	394	427	467	506
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

「保健・医療・福祉総合施設 なごみ」や近隣市3か所に委託して実施しており、引き続き提供体制を確保します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

事業は現在実施しておらず、実施については今後保護者のニーズ等を踏まえて検討を行います。

⑧ 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康保持・増進及び、異常の早期発見・早期治療を図るとともに、経済的支援を行う事業。

単位：人／回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	52	51	49	47	45
	回数	728	714	686	658	630
②確保の内容	人数	52	51	49	47	45
	回数	728	714	686	658	630
②－①		0	0	0	0	0

【確保方策】

福井県内及び舞鶴市内の指定医療機関で実施しており、引き続き、提供体制を確保します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や療育環境等の母子の健康状態を把握し、保護者の多様な相談に応じることで、安心して育児ができるよう支援する事業。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		53	52	50	48	46
②確保の内容		53	52	50	48	46
②－①		0	0	0	0	0

【確保方策】

現在の提供体制で計画期間中も確保できる見込みであり、引き続き、訪問率 100%をめざします。

⑩ 養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業や、関係機関等からの情報収集等により把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師等による具体的な育児支援に関する技術的支援を訪問により実施し、関係機関との連絡をとりながら、育児不安等に対応する事業。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	4	4	4	4	4
②－①	0	0	0	0	0

【確保方策】

引き続き、提供体制を確保し、支援が必要な親子へのきめ細やかな対応を図ります。

⑩-1 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	20	20
②確保の内容	0	0	30	20	20
②－①	▲30	▲30	0	0	0

【確保方策】

一定のニーズが想定されることから、地域の関係機関や近隣自治体との連携のもと、実施に向けた検討を行います。

⑩-2 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	0	0	2	2	2
②-①	▲2	▲2	0	0	0

【確保方策】

一定のニーズが想定されることから、地域の関係機関や近隣自治体との連携のもと、実施に向けた検討を行います。

⑩-3 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	14	13	13	12
②確保の内容	0	0	13	13	12
②-①	▲14	▲14	0	0	0

【確保方策】

一定のニーズが想定されることから、地域の関係機関や近隣自治体との連携のもと、実施に向けた検討を行います。

⑪ 利用者支援事業

【事業概要】

こども家庭センターや子育て支援センター等の身近な場所において利用者支援専門員等を配置し、地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要な相談・助言を行い、関係機関との連絡調整を行う事業。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

事業類型について

・基本型

→子育て家庭からの相談、情報提供、助言等を行う「利用者支援」と、効果的な支援につながるよう地域の関係機関と連絡調整を行う「地域連携」を行う。本町では「すこやか健康課」で実施。

・地域子育て相談機関

→保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等の地域の身近な場所で、「こども家庭センター」と連携し、相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う。

・特定型

→保育コンシェルジュ。主に市区町村の窓口で相談に応じる形で、地域において提供される保育所や各種保育サービスの情報提供を行い、利用に向けて支援を行う。

・こども家庭センター型

→児童福祉部門と母子保健部門が一体化したこども家庭センターにおいて、相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う。本町では「すこやか健康課」（こども家庭センター）で実施。

【確保方策】

基本型及びこども家庭センター型を各1か所整備し、提供体制を確保します。

⑪-1 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

主に妊婦・その配偶者等に対して、面談等により出産期から産後の育児期まで継続した情報提供や相談等を行う事業。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	156	153	147	141	135
②確保の内容	156	153	147	141	135
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

1組当たり3回の面談を基本としてこども家庭センターにおいて実施するとともに、提供体制を確保します。

⑫ 産後ケア事業

【事業概要】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	7	7
②確保の内容	8	8	8	7	7
②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

福井県内の施設において利用が可能であることから、近隣自治体と連携し、提供体制を確保します。

⑬ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わずに時間単位等で保育施設等を利用できる事業。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保の内容	0	4	4	4	4
②－①	▲4	0	0	0	0

【確保方策】

町内の認定こども園において提供体制を確保します。また、本事業は令和8年度以降、乳児等支援給付として実施します。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【確保方策】

引き続き、提供体制を確保します。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入の支援や私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業。

【確保方策】

現時点では事業の実施予定はありません。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

計画の適切な進行管理に向けて、PDCAの考えを踏まえた評価・検証を行っていく必要があります。そのため、毎年度庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況や各事業の実績等について把握するとともに、有識者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「おい町子ども・子育て会議」において施策の実施状況について点検・評価を行います。また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みと実績が大きく乖離している場合等において、中間年度に見直しを行うものとします。

2. 計画の公表

本計画は、子どもの育ちや子育てを家庭、地域、事業所、行政等の社会全体で連携して支援していかうとするものです。そのため、計画の内容を広く住民に周知し、理解の促進を図るために、町広報紙や町ホームページ等を通して計画の公表を行います。

3. 庁内関係課や関係機関との連携

子育て支援は、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を関係課や関係機関が連携して進めていくことが重要です。本町の顔の見える関係性を活かし、関係課や関係機関同士の連携体制を強化し、子どもの健やかな育ちに向けた支援を全町一体となって進めます。

4. 近隣自治体や県との連携

子ども・子育て支援施策等の円滑な提供にあたって、広域的な供給体制・基盤整備が必要となる場合があります。そのため、近隣自治体や県との連携・調整を行い、事業の円滑な実施を図ります。

資料編

1. 計画の策定経過

年月日	内 容
令和5年 11月30日	令和5年度第1回子ども・子育て会議 ・令和4年度事業実施報告 ・第3期おおい町・子ども子育て支援事業計画の概要
12月19日	令和5年度第2回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査票について
令和6年 1月～2月13日	子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施
3月28日	令和5年度第3回子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果について ・令和6年度子育て支援事業について
6月28日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査結果報告自由回答のまとめについて ・統計からみる町の現状について
6月～8月	関係機関・団体ヒアリング調査の実施（一部対面で実施）
9月27日	令和6年度第2回子ども・子育て会議 ・現行計画の評価 ・ヒアリング調査結果の報告 ・骨子案の検討
12月19日	令和6年度第3回子ども・子育て会議 ・素案の検討 ・数値目標の検討（教育・保育、子育て支援事業）
令和7年 2月6日～2月17日	パブリックコメントの実施
2月28日	令和6年度第4回子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの実施報告 ・教育・保育施設の利用定員の変更について ・令和7年度子育て支援事業について

第3期おい町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行・編集：おい町 すこやか健康課

〒919-2111 福井県大飯郡おい町本郷第92号51番地1

(TEL) 0770-77-1155 (FAX) 0770-77-3377

きらきら輝く海と山
育み育まれ
笑顔あふれるまち
おい

